

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月30日

【事業年度】 第1期(自 2022年10月3日 至 2023年3月31日)

【会社名】 I N E S T株式会社

【英訳名】 INEST, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行 健太郎

【本店の所在の場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番9号

【電話番号】 03-6776-7838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 濱田 拓也

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区東池袋一丁目25番9号

【電話番号】 03-6776-7838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 濱田 拓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第1期	
決算年月	2023年3月	
売上収益	(百万円)	7,937
税引前利益	(百万円)	156
当期利益	(百万円)	450
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	450
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	(百万円)	1,124
当期包括利益	(百万円)	1,124
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	3,579
資産合計	(百万円)	8,074
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	39.36
基本的1株当たり当期利益	(円)	4.95
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	4.95
親会社所有者帰属持分比率	(%)	44.33
親会社所有者帰属持分利益率	(%)	15.0
株価収益率	(倍)	11.52
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	231
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	85
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1,627
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	360 (53)

- (注) 1 当社は国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
- 2 当社は2022年10月3日設立のため、前連結会計年度以前に係る記載はありません。
- 3 第1期の連結財務諸表は、単独株式移転により当社の完全子会社となったI N T株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。
- 4 希薄化後1株当たり当期利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり当期利益と同額にて表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期
決算年月		2023年3月
営業収益	(百万円)	142
経常利益	(百万円)	20
当期純利益	(百万円)	7
資本金	(百万円)	100
発行済株式総数	(株)	90,927,085
純資産額	(百万円)	2,278
総資産額	(百万円)	3,257
1株当たり純資産額	(円)	8.22
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	(円)	( )
1株当たり当期純利益	(円)	0.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	0.07
自己資本比率	(%)	68.3
自己資本利益率	(%)	0.32
株価収益率	(倍)	841.29
配当性向	(%)	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	27 (4)
株主総利回り (比較指標：東証スタンダード市場株価指数)	(%) (%)	51.4 (109.1)
最高株価	(円)	65
最低株価	(円)	55

- (注) 1 当社は2022年10月3日設立のため、前事業年度以前に係る記載はしていません。  
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、1株当たり当期純利益と同額にて表示しております。  
3 最高株価および最低株価は、東京証券取引所市場スタンダード市場におけるものであります。

## 2 【沿革】

当社は、2022年10月3日付でI N T株式会社(以下「I N T」という。)による単独株式移転の方法により設立されました。設立から現在に至るまでの沿革は以下のとおりです。

年月	事項
2022年10月	I N T 株式会社単独株式移転の方法により、当社を資本金100百万円で設立、テクニカル上場により東京証券取引所スタンダード市場に上場
2022年12月	株式会社G l o r i aを設立

単独株式移転の方法により当社の完全子会社となったI N Tの設立から現在に至るまでの沿革は以下のとおりです。

年月	事項
1996年7月	東京都台東区にインターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的として「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」を設立(資本金100百万円)
2002年7月	本社を東京都中央区に移転
2005年2月	商号をユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更
2005年3月	本社を東京都港区赤坂に移転
2005年10月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2008年5月	株式会社光通信と業務提携
2009年7月	株式会社光通信の子会社となる
2009年9月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
2009年10月	株式取得により、フロンティア株式会社を子会社化
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所J A S D A Q(現 東京証券取引所J A S D A Q(スタンダード))に上場
2011年2月	株式取得により、株式会社デジタルサイネージソリューション(現社名 株式会社E P A R Kモール(2020年4月 連結の範囲から除外))を子会社化
2012年2月	本社を東京都新宿区大久保に移転
2013年1月	『Care Online』事業の譲渡
2013年2月	株式交換により、日本企業開発支援株式会社(現社名 Linklet株式会社)を子会社化
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所J A S D A Q(スタンダード)に上場
2013年10月	100株を1単元とする単元株制度を採用 大手飲食事業者向けASPサービス事業の譲渡
2014年7月	株式交換により、アスカティースリー株式会社(現社名 株式会社トランジット)を子会社化(2016年7月 連結の範囲から除外) 本社を東京都豊島区東池袋に移転
2016年6月	株式会社光通信の関連会社となる
2016年7月	商号をI N E S T株式会社に変更 株式会社E P A R Kライフスタイル(2020年4月 連結の範囲から除外)、株式会社E P A R Kテイクアウト(2019年3月 持分法の適用範囲から除外)を設立 予約ソリューションサービス事業を開始(2020年5月 終了)
2018年4月	広告ソリューション事業を開始(2020年4月 終了)
2020年8月	株式交換により、株式会社アイ・ステーションを子会社化(2023年3月 連結の範囲から除外) 株式取得により、株式会社P a t c h(現社名 R e n x a株式会社)を子会社化
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2022年9月	東京証券取引所スタンダード市場を上場廃止 (同年10月3日付けで完全親会社のI N E S T株式会社が東京証券取引所スタンダード市場へテクニカル上場)
2022年10月	商号をI N T株式会社に変更
2022年12月	株式会社アイ・ステーションを設立

### 3 【事業の内容】

当社は純粋持株会社として、2022年10月3日に単独株式移転の方法によりI N Tの完全親会社として設立されました。当社グループ(当社および当社の関係会社)は、当社および連結子会社7社、持分法適用関連会社1社、その他の関係会社1社により構成されており、「法人向け事業」「個人向け事業」の2つのセグメントから構成されています。なお、当社の孫会社である株式会社アイ・ステーションの事業を承継させることを目的に、当社の子会社であるI N T株式会社は2022年12月21日付で株式会社アイ・ステーションを新設しております。

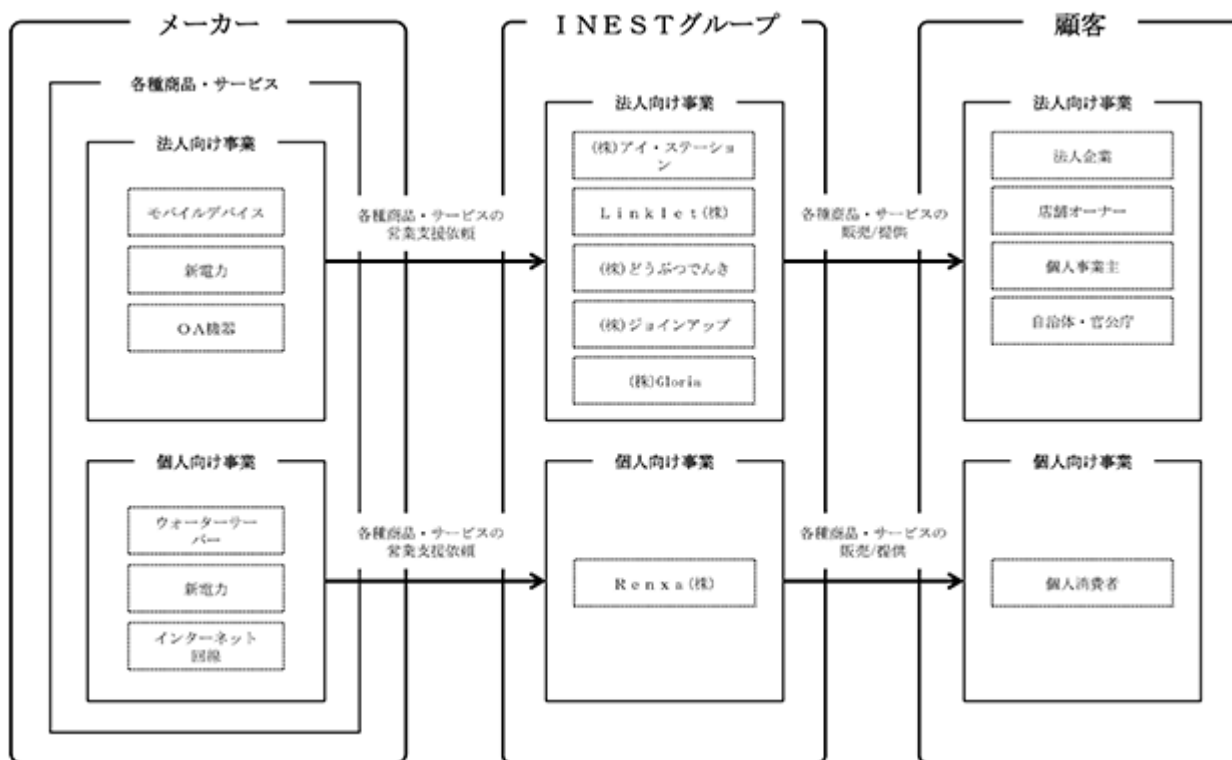
#### 法人向け事業

主に中小企業に対して、モバイルデバイスや新電力、O A機器等の顧客のニーズにあった各種商品の取次販売を株式会社アイ・ステーション、株式会社ジョインアップ、Linklet株式会社、株式会社Gloria、株式会社どうぶつでんきにて行っております。

#### 個人向け事業

主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーや新電力、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品の取次販売をR e n x a株式会社にて行っております。

法人向け事業および個人向け事業のセグメント売上収益と主要なサービスラインの詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記21. 売上収益」を参照ください。



#### 4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容 (注) 1	議決権の所有割合又は被所有割合(%) (注) 2	関係内容
(連結子会社) I N T株式会社(注) 3	東京都豊島区	100	全社	100.0	経営指導 役員の兼任1名
株式会社アイ・ステーション(注) 3	東京都豊島区	47	法人向け事業	100.0(100.0)	経営指導 役員の兼任1名
株式会社ジョインアップ(注) 3	東京都豊島区	55	法人向け事業	100.0(100.0)	経営指導 役員の兼任1名
Linklet株式会社(注) 3	東京都豊島区	20	法人向け事業	100.0(100.0)	経営指導
株式会社Gloria	東京都豊島区	5	法人向け事業	100.0(100.0)	役員の兼任1名
株式会社どうぶつでんき	東京都豊島区	5	法人向け事業	100.0(100.0)	
Renxa株式会社(注) 3, 4	東京都豊島区	50	個人向け事業	100.0(100.0)	経営指導 役員の兼任1名
(持分法適用関連会社) 株式会社メディカ・ソリューションズ	北海道札幌市	25	情報通信サービス業	40.0(40.0)	
(その他の関係会社) 株式会社光通信(注) 5	東京都豊島区	54,259	情報通信サービス業	(被所有)34.4 (0.7)	資本提携

(注) 1 連結子会社の主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

3 特定子会社に該当しております。

4 売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く)が連結売上収益の10%を超える連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりです。

	Renxa株式会社
(1) 売上収益	4,403百万円
(2) 税引前利益	294百万円
(3) 当期利益	242百万円
(4) 資本合計	147百万円
(5) 資産合計	1,584百万円

5 有価証券報告書を提出しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
法人向け事業	270(21)
個人向け事業	57(28)
全社(共通)	33(4)
合計	360(53)

- (注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であります。  
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。  
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

## (2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
27	36.0	1.8	4,422

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	27(4)
合計	27(4)

- (注) 1 当社は設立第1期のため、平均勤続年数については、従前のI N Tからの勤続年数を引き継いで計算しております。  
2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。  
3 平均年間給与は、I N Tで支給された給与および賞与ならびに基準外賃金を含んでおります。  
4 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属している者であります。

## (3) 全社及び連結子会社における管理職に占める女性労働者の割合

2023年3月31日現在

会社名	管理職に占める女性労働者の割合(%)
全社	13.5
(株)アイ・ステーション	3.8
R e n x a(株)	15.4

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
2 男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象でないため、記載を省略しております。

## (4) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1)経営方針

当社グループは、事業を通じて社会に貢献することを経営の基本方針としております。

#### (2)経営環境

主に中小企業に対して、モバイルデバイスや新電力、OA機器等の各種商品の取次販売を行う「法人向け事業」と主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーや新電力、インターネット回線等の各種商品の取次販売を行う「個人向け事業」の二本の柱を主要事業として、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、中小企業や個人消費者のニーズにあった商品の取り扱いを積極的に増やし、販売活動を展開してまいりました。

同事業の経営環境は、AIやIoTを活用したソリューションサービスの活用やBCP対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わる中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

さらに、当社グループの主な販売先である法人企業において、インターネットを使って経営や営業活動、購入活動に必要な情報を得ることが主流になりつつあり、非対面での営業活動のニーズが高まってきています。当社グループでは従来の販売手法である外勤型の営業活動において、一人当たり生産性において一定の成果は出ているものの、昨今のコロナ禍によるリモートワークへのシフトやソーシャルディスタンスの確保、商談時間や移動時間の制限等の影響から従来の販売手法では一人当たり生産性が悪化することが想定されるため、既存事業のさらなる事業拡大や生産性の向上を目指す上で、WEBマーケティングを活用した販売手法を取り入れることが必要であると考えております。

#### (3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、安定した収益の確保に向けて、既存事業の強化を行うことが重要であると認識しております。また、その他の課題につきましては、以下のとおりであります。

新型コロナウイルスの感染拡大および拡散防止においては、引き続きマスクの着用、消毒の徹底、出勤時の検温等の感染拡大防止策を講じ、加えてリモートワーク勤務体制を整備する等必要な対策を講じてまいります。

商品販売面においては、展開するサービスをグループ会社の垣根を越えて事業分野別に区分し、事業領域・責任体制を明確化することで、効率的かつ迅速な販売活動を行ってまいります。

商品力強化の面では、お客様のニーズを的確に把握したサービスの開発、継続的な改良が必要不可欠であります。そのため、中小企業や個人のお客様のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、サービス品質向上に努めてまいります。

営業力強化の面においては、従業員一人当たりの生産性向上を最重要課題として捉え、多種多様な商材を取り扱う上での知識やノウハウ習得を目的とした教育体制、管理体制の強化に努めてまいります。

財務面においては、経営資源の効率的な運用を目指し、人員規模の適正化やその他コスト削減を行い、引き続き財務体質の強化を行ってまいります。

資金調達面においては、事業戦略上必要な資金を確保するため、効率的な資金の調達、資金繰りの安定化に努めてまいります。

情報セキュリティの面においては、情報保護の重要性がますます高まっていることに対応し、セキュリティの強化を行ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの面においては、当社グループの健全かつ継続的な成長を図るため全社を挙げてコンプライアンス・内部監査体制の一層の強化に取り組み、実効的なコーポレート・ガバナンス体制を確立してまいります。



## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

「誰もが、自分に合った選択ができる社会を。」をビジョンのもと、「届くべき人へ。届くべき場所へ。」をミッションに掲げております。

昨今目まぐるしい経営環境の変化と共に、人々や社会の考え方や価値観も変化しております。当社グループは、人や社会にとって正しい選択肢を届けるため、常に最適解を考え、常識を疑い、新しい手段を取ることにチャレンジを続けております。「事業を通じて社会の発展に貢献できる新たな価値を生み出すと共に、すべての人が幸せになれる選択肢を提案できる企業となり、人々や社会のためになることで、世の中に必要とされる存在であり続けたい」、これらの考え方のもと、サステナビリティを含む環境や社会課題の解決にも積極的に取り組み、持続的成長と企業価値向上を目指しています。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

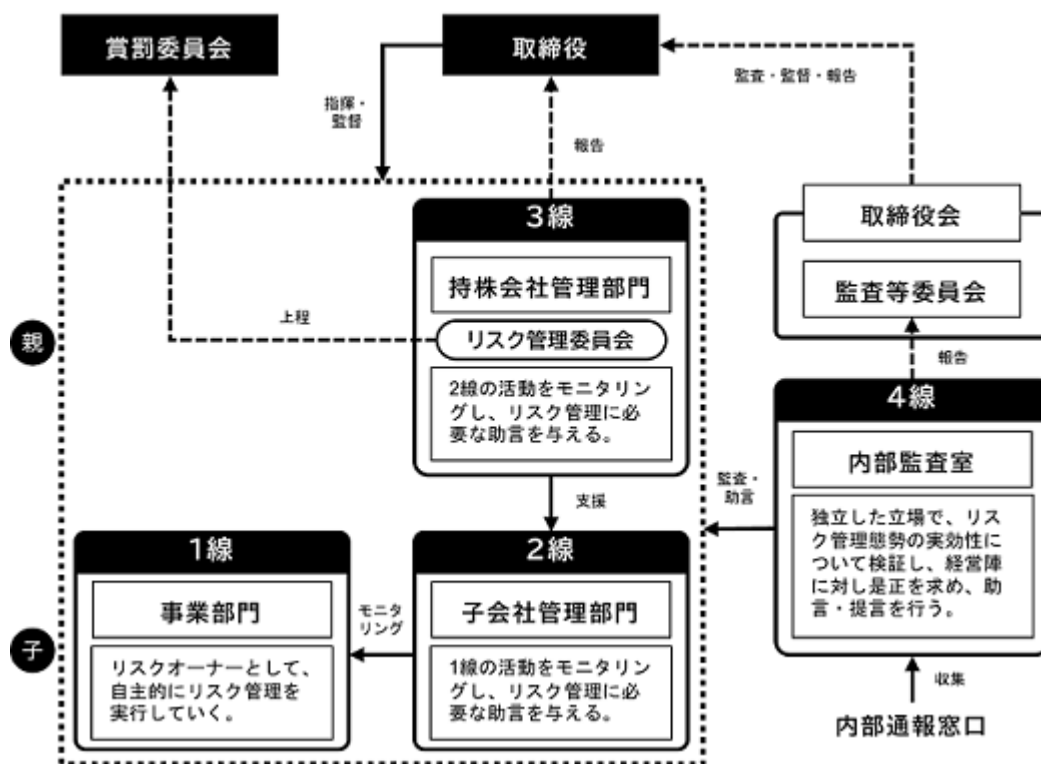
### (1)ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ方針・戦略および取り組み計画の策定など、サステナビリティに関する重要事項について、グループ経営会議および取締役会で審議・決議しています。

また、企業グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理委員会を設置し、企業グループにおけるコンプライアンスおよびサステナビリティ関連等のリスク管理について、総括的に管理を行っております。取締役会においては、定期的にリスク管理委員会の活動状況の報告を受け、監視・監督を行い、重要性の高い案件に関しては、臨時の取締役会を開催するなど、意思決定の迅速化の強化を図っております。

その上で、当社グループにおけるガバナンス体制が機能しているかどうかについて、内部監査室にて監査を行う事で、実効性の強化を図っております。

【コンプライアンス体制図】



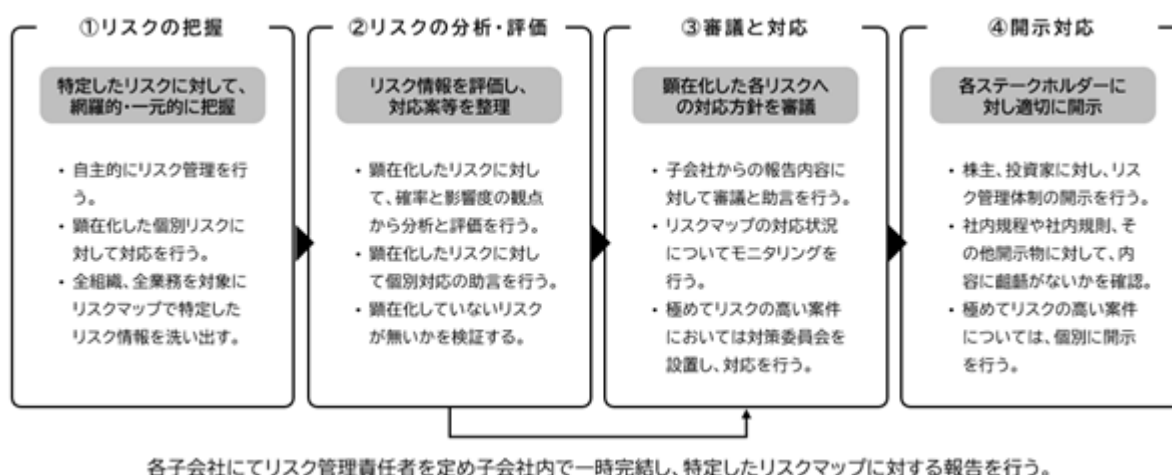
## (2)リスク管理

リスク管理委員会は、取締役1名と、経営リスク、財務リスク、情報セキュリティリスク、CSリスク、法務リスク、人事・労務リスク等のリスクカテゴリーごとの担当部署責任者で構成しており、リスク管理を定めたリスク管理委員会規程を制定し運営しております。

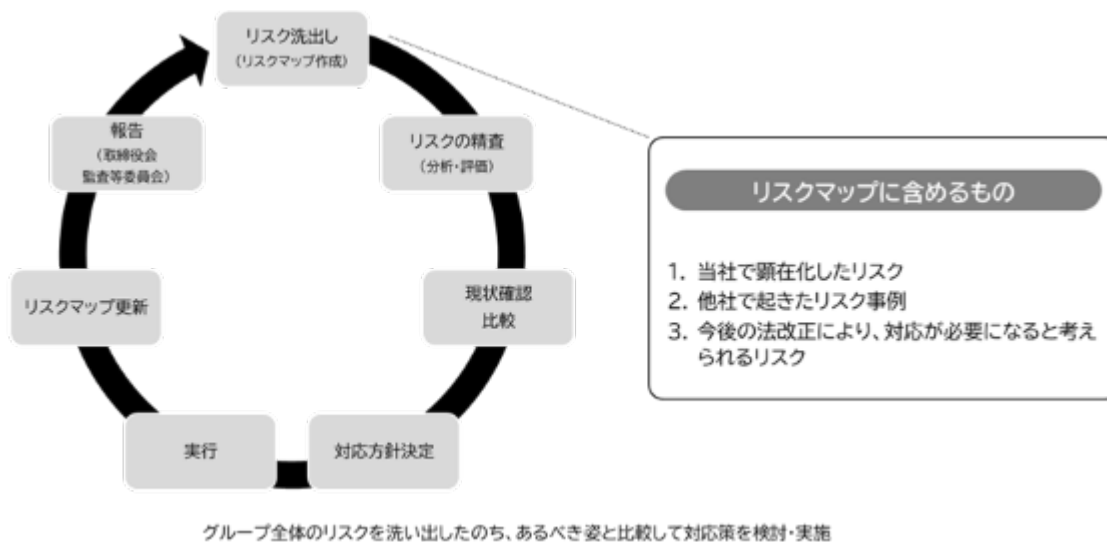
又、当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクを洗い出し、リスクマップを作成したうえで、組織横断的なリスク状況の評価および管理を行い、全社的対応方針の決定を行っております。

なお、当社グループの事業活動においては、多様な商品・サービスを取り扱ううえで、自然災害や気候変動等の環境問題による影響がどのようなリスクと機会をもたらすのかを、取り扱い商品・サービスを選定するにあたっての重要な判断材料の一つとしております。

### 【リスク管理の流れ】



### 【リスクマップの管理・実行】



## (3)人的資本多様性

当社グループの人的資本経営の実現に向けた体制として、当社を中心とした中央集権的な体制ではなく、各事業会社にて人的資本の多様性に対して責任を持ち、主体的に取り組む体制を構築しています。当社は持株会社としてグループ全体の人事全般に関する企画・管理をリードすることを役割としており、当社グループのミッション・ビジョン・バリューを体現できる人材を定着・確保するための方針を決定し、その方針に基づき各事業会社が設定した人的資本多様性に資する目標の実行に関する助言や支援を通じて、人材活用の最大化に取り組んでいます。

### 女性管理職比率

新規採用者数は男女問わず安定的に採用できておりますが、管理職における女性の割合が13.5%と安定的な確保に至っておりません。安定的な組織体制の構築や継続的な成長戦略において、女性管理職の輩出は重要課題の一つと考えており、女性活躍推進を積極的に行っております。

当社グループにおいて主要事業を担う株式会社アイ・ステーションとR e n x a株式会社では、女性活躍推進法に基づく自主行動計画および人材育成方針、社内環境整備方針の策定を行い、実行しております。

### 管理職に占める女性労働者

会社名	目標 (2028年3月末まで)	(参考) 全従業員に占める女性 労働者の割合	(参考) 係長級にある者に占める 女性労働者の割合
全社	20.0%	40.0%	38.5%
(株)アイ・ステーション	20.0%	34.4%	29.3%
R e n x a(株)	30.0%	46.4%	53.3%

(注) 1 管理職に占める女性労働者の実績は「従業員の状況」にて記載しております。

2 (参考)は2023年3月31日時点の実績値です。

### 女性管理職比率改善に向けた2028年までの自主行動計画

#### ・株式会社 アイ・ステーション

2023年3月31日時点において、全従業員に占める女性労働者の割合である34.4%に対し、係長級にある者に占める女性労働者の割合が29.3%であることから、係長級にある者に占める女性労働者の割合の底上げを第一優先とし、その後、管理職に占める女性労働者の割合を向上させるための施策を行っております。

目標1 (2024年3月末まで)	係長級にある者に占める女性労働者の割合を35.0%以上にする
目標2 (2025年3月末まで)	係長級にある者に占める女性労働者の割合を38.0%以上にする
目標3 (2026年3月末まで)	管理職に占める女性労働者の割合を5.0%以上にする
目標4 (2027年3月末まで)	管理職に占める女性労働者の割合10.0%以上にする
目標5 (2028年3月末まで)	管理職に占める女性労働者の割合20.0%にする

#### ・R e n x a 株式会社

2023年3月31日時点において、係長級にある者に占める女性労働者の割合については、全従業員に占める女性労働者の割合を超えている状況のため、管理職に占める女性労働者の割合を向上させることにフォーカスした施策を行っております。

	管理職に占める女性労働者の割合
目標1 (2024年3月末まで)	18.0%以上にする
目標2 (2025年3月末まで)	21.0%以上にする
目標3 (2026年3月末まで)	24.0%以上にする
目標4 (2027年3月末まで)	27.0%以上にする
目標5 (2028年3月末まで)	30.0%以上にする

### (4) 人材育成方針および社内環境整備方針

#### 株式会社 アイ・ステーション

##### 人材育成方針

社内調査で女性社員の責任者への昇進意識が低いことから、女性責任者が就任した際のイメージ像を明確にし、責任者昇格への理解を深めると共に、意識向上を図ることを目的として責任者候補の人材研修を行います。

責任者候補研修参加者の女性比率

目標 1 (2024年3月末まで)	目標 2 (2025年3月末まで)	目標 3 (2026年3月末まで)
10.0%	20.0%	30.0%

(注) 2023年4月からの新たな取組みのため進捗状況の記載はございません。

社内環境整備方針

産休育休の復職後から管理職へ昇進する女性の割合が著しく低いことから課題の一つと捉え、働きやすい環境整備強化を進めています。その中でも優先的に行っているリモートワークの推奨は、出勤・退勤時間を無くし、稼働時間の確保およびプライベート時間の確保に繋がり、多様な人材の活躍の場を広げる取り組みであると考えております。

リモートワーク比率

実績 (2023年3月31日時点)
18.2%

目標 1 (2024年3月末まで)	20.0%以上にする
目標 2 (2025年3月末まで)	25.0%以上にする
目標 3 (2026年3月末まで)	30.0%以上にする
目標 4 (2027年3月末まで)	32.0%以上にする
目標 5 (2028年3月末まで)	35.0%以上にする

(注) 2023年4月に新たに目標設定をした取組みとなります。

R e n x a 株式会社

人材育成方針

女性責任者研修の実施

リーダーや管理職になることへの意識啓発を行い、女性の自律的キャリア意識を醸成することを目的に女性社員やその上司に対して研修を実施いたします。

女性責任者研修KPI (2024年3月末まで)	
年間の開催回数	最低1回
研修に対する満足度	90.0%
昇進希望者率	40.0%

(注) 2023年4月からの新たな取組みのため進捗状況の記載はございません。

女性社員の交流会の実施

ライフスタイルの変化に左右されやすい女性社員にワークライフバランスの不安を払拭し、仕事とプライベートの両立を目指してもらうため、女性責任者を囲んだ交流会を実施し、女性社員同士のコミュニケーションの場を設けています。年齢やライフスタイルによらず長期的な勤務とキャリアアップ支援により、女性社員のさらなる能力開発を目的としています。

女性社員の交流会 KPI (2024年3月末まで)	
年間の開催回数	最低1回
交流会に対する満足度	85.0%
昇進希望者率	20.0%

(注) 2023年4月からの新たな取組みのため進捗状況の記載はございません。

社内環境整備方針

子育て世代の女性を含む多様な人材の継続的な活躍の観点から、長時間労働や有給取得困難な状況は従業員にとって安定的なワークライフバランスが保てず、長期のキャリア形成に大きな支障があると考え、「平均稼働時間」「平均有給消化率」の改善を目指しています。

月間平均稼働時間 / 年間平均有給消化率

	実績		目標	
	全従業員 (2023年3月31日時点)	管理職級 (2023年3月31日時点)	全従業員 (2026年3月末まで)	管理職級 (2028年3月末まで)
月間平均稼働時間	184.5時間	183.7時間	170時間	170時間
年間平均有給消化率	42.1%	28.4%	65.0%	65.0%

月間平均稼働時間改善に向けた2028年までの行動計画

目標1 (2024年3月末まで)	労働者の稼働時間を180.0時間以内に収める
目標2 (2025年3月末まで)	労働者の稼働時間を175.0時間以内に収める
目標3 (2026年3月末まで)	労働者の稼働時間を170.0時間以内に収める
目標4 (2027年3月末まで)	管理職に占める労働者の稼働時間を177.0時間以内に収める
目標3 (2028年3月末まで)	管理職に占める労働者の稼働時間を170.0時間以内に収める

(注) 2023年4月に新たに目標設定をした取組みとなります。

年間平均有給消化率改善に向けた2028年までの行動計画

目標1 (2024年3月末まで)	労働者の平均有給消化率を50.0%に引き上げる
目標2 (2025年3月末まで)	労働者の平均有給消化率を58.0%に引き上げる
目標3 (2026年3月末まで)	労働者の平均有給消化率を65.0%に引き上げる
目標4 (2027年3月末まで)	管理職に占める労働者の平均有給消化率を53.0%に引き上げる
目標3 (2028年3月末まで)	管理職に占める労働者の平均有給消化率を65.0%に引き上げる

(注) 2023年4月に新たに目標設定をした取組みとなります。

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) システムダウンについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：高）

当社グループは、コール業務管理、エンドユーザー情報の管理など情報システムに依存しているため、ネットワークおよびサーバシステムの障害を回避するために、下記のような対策を講じております。

現在、可用性を確保するためにサーバ機器・ネットワーク機器の冗長化と定期的な保全メンテナンスの実施等の対応を行っております。特に、当社サービスの基幹となるデータベースサーバ、アプリケーションサーバに関しては性能の高い設備へ更新を行うことにより、1台のハードウェアの故障が全体のサービスへの影響に繋がらない運用体制を構築しております。

上記のような障害対策を行っておりますが、万一、システム障害が発生した場合には、コール業務自体が停止し、営業活動が遂行できなくなる可能性があるほか、効率的な運営が阻害され、重要なデータが流出する等により、当社グループに対する訴訟や損害賠償請求等により、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 情報セキュリティについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：高）

当社グループの展開する事業においては、当社のサーバにお客様の経営情報や個人情報や蓄積されるため、お客様のデータおよび種々の情報に関する機密性の確保が極めて重大な命題となっております。そのため、当社グループでは、お客様情報の消失や外部への流失、漏洩が発生しないよう、インターネット回線とは隔離された独自のプライベートネットワークを準備すると共に、外部ネットワークからの不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入等を防御するために、高品位なファイアーウォール群を設置しております。

一方で、人的ミスや手続き不備等による情報漏洩を防ぐため、当社グループの情報管理部門において個人情報保護に関する規程等を制定し、情報の取扱いや保管に関する従業員への教育および情報漏洩が起きた際のリスクの周知、情報へのアクセス制限等の措置を講じる等運用・管理を徹底しております。しかしながら、大規模な自然災害、当社社員の過誤、不正アクセスやコンピュータウィルスの侵入等の要因によって、データの漏洩、破損や誤作動が起こる可能性があります。上記のような対策を行っておりますが、万一、機密情報の取扱いに関する問題が発生した場合、当社グループの信頼を失うばかりでなく、顧客からの損害賠償請求、訴訟により責任追及され、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (3) のれんの減損について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：高）

当社グループは、株式会社アイ・ステーションおよびRenxa株式会社の支配獲得に伴い、相当額ののれんを連結財政状態計算書に計上しております。当社グループの連結財務諸表等はIFRSを採用しており、のれんは非償却資産として、毎期の定期的な減損判定を行うこととなっております。

当連結会計年度においては、減損損失の計上は不要と判断しておりますが、経営環境や事業の著しい変化等により収益性が低下した場合、のれんの減損損失発生により、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 技術革新への対応について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

当社グループが事業展開しているインターネット関連業界は、技術革新が急速に進んでいる分野であり、技術革新に伴って、顧客ニーズも常に変化し、多様化する傾向にあります。現在および今後の技術革新を把握することは当社グループが事業を行っていくうえで極めて重要であり、当社グループではそのための情報収集を逐次行っております。サービスの向上、拡大に必要な情報の収集や情報技術の取得については、安定性・安全性・信頼性・経済性等を重視して実行しております。

なお、技術革新への対応が遅れた場合は、当社の競争力が低下し、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 競合について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）

当社グループが展開する各事業と類似するサービスを提供する競合企業は複数存在しますが、当社グループでは新規プロダクト開発からマーケティング、セールス、CRMに至る全機能を当社グループのリソースによってワンストップで提供できることや、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、一定の立ち位置を確保できていると考えております。しかしながら、大小様々な競合企業が存在することからも参入障壁は著しく高いとは言えず、資金力のある大手企業の新規参入における収益力の低下や、当社グループが明確な競争優位性を維持できなかった場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。

- (6)スマートフォン、タブレット端末市場の動向について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
今後のスマートフォン、タブレット端末に連動する関連市場の動向によっては、販売手数料収入の引き下げによる利幅の低下等の事態が生じる可能性があり、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。当社グループにおいては、営業人員における1人あたり生産性の向上を目的とし、DXを基軸とした営業効率の向上を図るだけでなく、市場変化の兆候は迅速に経営戦略に反映させるよう努めております。
- (7)新型コロナウイルス感染拡大について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
当社グループは、感染症等が流行した場合に備え、在宅勤務やリモートワーク等を可能とする勤務体制の構築や従業員や関係者の安全・安心の確保を最優先とし、感染予防対策と事業継続・拡大に向けた対応を推進しております。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、クラスターが発生する可能性等、営業活動に支障が生じた場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。
- (8)販売代理業務に係るリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
当社グループは、販売代理事業を行っており、キャリアや上位代理店との契約内容および条件に基づいて事業を行っております。したがって、国内外の経済情勢や景気動向等の理由によるキャリアや上位代理店の方針の変更によって取り組みが減退するような場合には、当初計画していたような売上成長が見込めず、当社の事業の収益性や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクは完全に排除できる性質のものではないことから、市況の急変等の場合においては、顕在化する可能性があることと認識しております。
- (9)業務提携および企業買収等に係るリスク（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
当社グループでは事業拡大および収益力向上のため、企業買収等を実施することがあります。当社グループは、企業買収案件に対しリスクおよび回収可能性を十分に事前評価し、企業買収先の選定を行っておりますが、企業買収先の事業の状況が当社グループに与える影響を確実に予測することは困難な場合があり、買収した事業の経営資源を当社の経営戦略に沿って、効率的に活用できなかった場合には、当社グループの事業に影響を及ぼすほか、のれんの減損等により、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。
- (10)特定取引先への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
当社グループの主たる取引先は、その他の関係会社である株式会社光通信およびそのグループ各企業が中心となっております。従って、これらの企業が主力事業を展開している情報・通信市場等の動向によっては、当社グループと当該企業との取引関係、ひいては当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。当社グループとしては、今後も当該企業との取引関係は継続しつつも、当該企業以外との取引を拡大することにより、売上収益に占める構成比率の分散を進めることで特定取引先への依存度低下を図り、リスクの逡減に努める方針です。
- (11)法的規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
当社グループにおいては、「不当景品類および不当表示防止法」「特定商取引に関する法律」「電気通信事業法」「消費者保護法」「個人情報保護法」等の法的規制を受けております。そのため、管理部門を主管とし、法令等の遵守を徹底することを目的に、当社グループ内のリーガルチェックの実施や外部機関を活用した当社グループの営業部門のクオリティチェックの体制構築および定期的な社内教育を行っております。また法令改正の動向等の情報収集を適宜行い、適時に対応できるようにすることによりリスクの軽減を図っております。  
しかしながら、今後これらの法令や規則等の予測不能な変更又は新設された場合は、当社グループの事業が何らかの制約を受け、当社グループの財政状態および経営成績に影響を与える可能性があります。
- (12)人材の確保について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期（又は頻度）：常時、影響度：中）  
コールセンターの運営やビジネス・プロセス・アウトソーシング事業においては、一人あたり生産性が売上収益と相関関係にあるため、業務に従事する多数の人材確保が必要となります。そのため、当社では求職者の対象範囲を広げるため、地方拠点を活用することおよび採用手法においても様々な活動を実施することにより、優秀な人材の安定確保に努めています。しかしながら、人口減少や少子高齢化等により当社グループに十分な労働力を継続的に確保できない可能性があり、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社および持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、当社は2022年10月3日付で単独株式移転の方法により設立され、当連結会計年度より第1期として初めて連結財務諸表を作成しておりますが、従前のI N Tの連結グループの範囲に実質的な変更がないことから、本項ではI N Tの2022年3月期(自2021年4月1日至2022年3月31日)および同連結会計年度末(2022年3月31日)を比較情報として用いております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 経営成績等

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の影響により、経済活動は徐々に持ち直しの動きが期待されておりますが、新たな変異株出現や半導体等をはじめとした供給制約によるサプライチェーンの混乱など、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、不安定な国際政治情勢による世界経済の混乱や先進諸国の資源価格の高騰などにも引き続き注視が必要な状況となっております。加えて、ここ数年頻繁に発生している自然災害など気候変動等の環境変化、少子高齢化による人口動態の変化と働き方改革への対応、失業者の増加や経済的格差拡大による社会の分断化など、全産業を取り巻く社会環境は急速に変化しており、企業はこれらの変化を十分に注意する必要があります。

当社グループを取り巻く事業環境では、A IやI o Tを活用したソリューションサービスの活用やB C P対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、当社グループにおけるこれらの売上収益のシェアは増加傾向にあり、昨今のコロナ禍をきっかけに、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。

このような事業環境のもと、当社グループ各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤と商品等を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増加し、積極的に販売活動を展開してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は7,937百万円(前年同期比119.8%)となり、営業利益202百万円(前年同期比286.9%)、税引前利益156百万円(前年同期比362.3%)、親会社の所有者に帰属する当期利益450百万円(前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失58百万円)となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

##### 法人向け事業

主に中小法人に対して、モバイルデバイスや新電力、O A機器等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しており、当連結会計年度においては、BPOサービスが堅調に推移し、オフィスソリューションにおいてはBCP策定支援やDX支援など従来の物販ではない新たなソリューション活動が伸長した結果、売上収益は3,495百万円(前年同期比106.2%)と堅調に推移しております。一方で、管理業務の一部を事業会社へ移管したことや、資産および債権の減損を一過性コストとして計上したため、セグメント利益は335百万円(前年同期比77.3%)となりました。

##### 個人向け事業

主に個人消費者に対して、ウォーターサーバーや新電力、インターネット回線等の顧客のニーズにあった各種商品を取次販売しており、当連結会計年度においては、大手エネルギー会社を中心としたBPOサービスが堅調に推移し、不動産領域における新規提携社数も順調に増加いたしました。また、自社開発の新入居者向けデジタルコンテンツのサービス提供を開始し各指標が計画通りに推移した結果、売上収益は4,442百万円(前年同期比133.2%)、セグメント利益は359百万円(前年同期比157.0%)と大幅に伸長いたしました。

当連結会計年度における生産、受注および販売の実績は、以下のとおりであります。

##### 生産実績および受注実績

当社グループは、各種商品の取次販売を中心とするサービスを提供しているため、生産実績および受注実績については記載を省略しております。



## 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
法人向け事業	426	122.2
個人向け事業	7	6.6
合計	434	93.3

(注) 金額は仕入価格によっております。

## 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
法人向け事業	3,495	106.2
個人向け事業	4,442	133.2
合計	7,937	119.8

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
プレミアムウォーター(株)	1,275	14.6	1,233	15.5
東京瓦斯(株)	347	5.2	1,039	13.1
(株)メンバーズモバイル	969	19.3	634	8.0

## (2) 財政状態

	前連結会計年度末 2022年3月31日	当連結会計年度末 2023年3月31日	増減
資産 (百万円)	6,817	8,074	1,257
負債 (百万円)	4,381	4,495	113
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	2,435	3,579	1,143
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	26.78	39.36	12.58

資産は、主にその他の金融資産の増加により、前連結会計年度末に比べて1,257百万円増加し、8,074百万円となりました。

負債は、主に営業債務及びその他の債務の増加により、前連結会計年度末に比べて113百万円増加し、4,495百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する持分は、親会社の所有者に帰属する当期利益450百万円等を計上したことにより、前連結会計年度末に比べて1,143百万円増加し、3,579百万円となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	523	231
投資活動によるキャッシュ・フロー	316	61
財務活動によるキャッシュ・フロー	544	85
現金及び現金同等物の期末残高	1,370	1,627

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、231百万円となりました。これは主に税引前利益156百万円等を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、61百万円となりました。これは主に有形固定資産及び無形資産の取得による支出50百万円を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、85百万円となりました。これは主に長期借入金による収入700百万円を計上したことによるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は1,627百万円となりました。

当社グループの資本の財源および資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金については自己資金により賄っており、設備投資や長期運転資金については、事業計画等に照らし、自己資金を充当するほか、必要資金を金融機関からの借入や株式の発行等の資本取引により調達しております。

#### (4)重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を用いておりますが、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記 4.重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しております。

#### (5)今後の見通し

2024年3月期の連結業績予想は、引き続き当社グループ各社の販売網や販売チャネル、多数の顧客基盤を活かし、法人企業や個人消費者の顧客のニーズにあった商品の取り扱いを増加させ、積極的に販売活動を行ってまいります。また、ES向上に資する投資を行う事で、稼働人員の増加および一人当たり生産性の最大化を図り、売上収益8,200百万円の増収と見込んでおります。一方で、安定した収益基盤構築のため、ストック型収益モデルを確立すべく積極的な事業投資を継続し、業務の効率化やコストコントロールの徹底により収益基盤の拡充を進めてまいります。これにより、営業利益200百万円、親会社の所有者に帰属する当期損失200百万円と予想しております。

なお、本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する情報は、現在入手可能な情報から得られた当社経営者の判断に基づいております。従いまして、これらの業績見通し等に全面的に依拠することはお控えくださるようお願いいたします。

### 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は136百万円で、主に事務所の移転による新規設備の取得に対する投資によるものであります。設備投資には有形固定資産およびソフトウェア、使用権資産を含めており、その内訳は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

セグメントの名称	当連結会計年度
法人向け事業	45百万円
個人向け事業	11百万円
報告セグメント計	57百万円
全社	79百万円
合 計	136百万円

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	使用権 資産	その他		合計
本社 (東京都豊島区)	全社	会計システム および ネットワーク ツール	5	21	64			91	27

(注) 1. IFRSに基づく金額を記載しております。  
2. 休止中の設備はありません。

##### (2) 国内子会社

2023年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
				建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	使用権 資産	その他		合計
I N T(株)	本社 (東京都豊島区)	全社	事務所設備				315		315	6
(株)アイ・ ステーション	本社 (東京都豊島区)	法人向け事業	事務所設備 および 販売メディア	31	10	15	245		303	252
R e n x a(株)	本社 (東京都豊島区)	個人向け事業	事務所設備	28	20		435		484	57

(注) 1. IFRSに基づく金額を記載しております。  
2. 休止中の設備はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,339,600
A種優先株式	22,710,000
計	137,049,600

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,217,085	68,217,085	東京証券取引所 スタンダード市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
A種優先株式	22,710,000	22,710,000		(注)2
計	90,927,085	90,927,085		

(注)1 提出日現在発行数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 A種優先株式の内容は以下のとおりであります。

(1) 単元株式数

単元株式数は100株であります。

(2) 剰余金の配当

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位で行う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金99円（ただし、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事情があった場合には、適切に調整される。）を支払う。なお、A種残余財産分配額の計算において、各A種優先株主の保有に係るA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、円未満切上げとする。

当社は、前号に基づくA種優先残余財産分配金の分配が行われた後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先残余財産分配金に加え、A種優先株式1株につき、普通株式1株に対する残余財産分配金と同額の残余財産分配金を、普通株主又は普通登録株式質権者に対する残余財産分配金の分配と同順位で支払う。

(4) 議決権

A種優先株主は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、株式の併合又は分割をするときは、普通株式及びA種優先株式毎に、同時に同一の割合で行う。

当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。また、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(6) 種類株主総会

基準日に関する定款規程は、毎事業年度末日の翌月から3ヶ月以内に招集される種類株主総会にこれを準用する。

株主総会の招集に関する定款規程は、種類株主総会の招集にこれを準用する。

株主総会の決議に関する定款規程は、種類株主総会の決議にこれを準用する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、2022年10月3日にI N Tの単独株式移転の方法により設立されました。当該株式移転に際して、2022年9月30日時点においてI N Tが発行している新株予約権の新株予約権者に対し、所有するI N Tの新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

I N E S T株式会社第1回新株予約権

決議年月日	2020年8月24日取締役会決議 (I N T株式会社の本新株予約権発行決議日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)3
新株予約権の数(個)	12,110 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,211,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	73 (注)3
新株予約権の行使期間	2023年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 74.2 資本組入額 37.1 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	1.本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 2.本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株とする。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同様とする。)又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 本新株予約権の発行後、当社が、次の若しくはに該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)

時価を下回る1株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数を行い、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする(この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益（連結損益計算書上の営業利益に有形固定資産に対する減価償却費及び無形固定資産に対する償却費を加算して算出される額とする。以下同じ。）が、それぞれ以下の額を全て超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- 2021年3月期 150百万円  
2022年3月期 200百万円  
2023年3月期 250百万円
- (2) 2021年3月期から2023年3月期までの各連結会計年度に係る当社の連結損益計算書に基づく償却前営業利益に関し、いずれかの連結会計年度において、前項記載の償却前営業利益の目標数値を下回った場合、当該連結会計年度に係る有価証券報告書を当社が金融商品取引法に基づき提出した日をもって、本新株予約権は消滅する。
- (3) 上記(1)及び(2)に関し、国際財務報告基準の適用等により、参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。
- (4) 本新株予約権者は、権利行使時において当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。但し、以下のいずれかに該当する場合その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- 本新株予約権者が当社又は当社子会社の監査役に就任した場合  
本新株予約権者が会社都合により当社若しくは当社子会社の取締役又は従業員の地位を喪失した場合（但し、本新株予約権者が懲戒解雇若しくは解任された場合及び下記(5)に記載の場合に該当する場合を除く。）
- (5) 本新株予約権者が著しい非違行為を行った場合、重大な職務違反行為を行った場合又は当社と競業関係にある会社・組織等の取締役、監査役、執行役、執行役員、従業員、顧問、相談役若しくはコンサルタントに就任若しくは就職した場合（当社の事前の書面による承諾を得た場合を除く。）であって、本新株予約権者に本新株予約権の行使を認めることが相当でないと当社が合理的に判断したときは、当社は本新株予約権者に対してかかる場合に該当する事由が発生したことを通知するものとし、当社よりかかる通知を受けた本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (6) その他条件については、取締役会決議に基づき、本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 5 新株予約権の取得事由及び条件
- (1) 本新株予約権者が本新株予約権行使の条件により権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合）には、当社は、取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に従って、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
本新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。
- (10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い  
本項に準じて決定する。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、2022年10月3日にI N Tの単独株式移転の方法により設立されました。当該株式移転に際して、2022年9月30日時点においてI N Tが発行している新株予約権の新株予約権者に対し、所有するI N Tの新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

I N E S T株式会社第 2 回新株予約権

決議年月日	2021年 6 月30日取締役会決議 ( I N T 株式会社の本新株予約権発行決議日)
新株予約権の数(個)	32,508
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	当社普通株式 3,250,800(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1 株あたり81(注) 2
新株予約権の行使期間	2022年 1 月 1 日 ~ 2026年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82.6 資本組入額 41.3(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	1. 本新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 2. 本新株予約権者は割当てを受けた本新株予約権の質入、担保供与その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年5月31日)にかけて、当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1)新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は3,250,800 株とする(新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。)

(2)当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式 分割の記載につき同様とする。)又は株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

(3)当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める株式数の調整を行う。なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が権利行使していない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使により発行又は移転する当社普通株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

(2)当初の行使価額は、81円とする。ただし、行使価格は下記(3)項に定める調整を受ける。

(3)行使価格の調整

本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。)本新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の発行後、当社が、次の(a)若しくは(b)に該当する場合又はこれらの可能性がある場合は、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

(a) 時価を下回る 1 株当たり払込金額をもって当社普通株式を新規に発行又は自ら保有する当社普通株式を移転等処分する場合(新株予約権の行使に基づき当社普通株式を交付する場合を除く。)

(b) 時価を下回る 1 株当たり払込金額をもって当社普通株式を取得し得る新株予約権又は新株予約権を付与された証券が行使された場合に、当社普通株式を発行又は自ら保有する当社普通株式を処分する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいい、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替える。また、上記において使用する時価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする(この場合の平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)

上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事項が生じた場合は、合併等の条件を勘案の上、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

(1)2021年6月30日付にて当社が本新株予約権者と締結した資本業務提携契約が有効に存続していること。

(2)前項に定める資本業務提携契約に基づき当社と本新株予約権者との間で行われる事業のいずれかにおいて、2以上の地域(都道府県、政令指定都市又は東京都特別区のいずれかを単位とする地域をいう。)で当該事業が行われたこと又は現に行われていること。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項ありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年10月3日	90,927,085	90,927,085	100	100		

(注)発行済株式総数および資本金の増加は、2022年10月3日に単独株式移転により当社が設立されたことによるものです。

(5)【所有者別状況】

普通株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	16	35	14	29	6,099	6,194	
所有株式数 (単元)		3,425	41,063	320,085	4,891	1,365	311,302	682,131	3,985
所有株式数 の割合(%)		0.502	6.019	46.924	0.717	0.200	45.636	100.00	

A種優先株式

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				227,100				227,100	
所有株式数 の割合(%)				100.000				100.000	



## (6)【大株主の状況】

## 所有株式数別

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	23,429,784	25.77
株式会社HBD	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	22,710,000	24.98
SBIインベーションファンド1号	東京都港区六本木1丁目6-1	6,756,756	7.43
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	2,146,500	2.36
I N E S T従業員持株会	東京都豊島区東池袋1丁目25-9	1,338,800	1.47
前田 喜美子	北海道河東郡音更町	905,600	1.00
本橋 和文	埼玉県さいたま市中央区	702,000	0.77
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	688,000	0.76
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	631,100	0.69
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	498,700	0.55
計		59,807,240	65.77

(注) 株式会社HBDが所有する22,710,000株については、A種優先株式につき、法令に別段の定めがある場合を除き、定款の定めにより株主総会において議決権を有していません。

## 所有議決権数別

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の 議決権に対する 所有議決権数の 割合(%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	234,297	34.35
SBIインベーションファンド1号	東京都港区六本木1丁目6-1	67,567	9.91
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	21,465	3.15
I N E S T従業員持株会	東京都豊島区東池袋1丁目25-9	13,388	1.96
前田 喜美子	北海道河東郡音更町	9,056	1.33
本橋 和文	埼玉県さいたま市中央区	7,020	1.03
株式会社マイナビ	東京都千代田区一ツ橋1丁目1-1	6,880	1.01
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	6,311	0.93
株式会社エフティグループ	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6	4,987	0.73
小林 俊雄	東京都江東区	4,222	0.62
計		375,193	55.00

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 22,710,000		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,213,100	682,131	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,985		
発行済株式総数	90,927,085		
総株主の議決権		682,131	

(注) A種優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります

#### 【自己株式等】

該当事項はありません。

### 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、業績および財務状況等を勘案した結果、第1期末の配当につきましては見送りとなりました。

当社は、成長中の企業であり更なる高成長をするための投資ならびに財務体質の強化を行い、企業価値を高めることが株主の利益につながると考えております。

今後は、経営成績に応じた利益配分を行うことを基本方針とし、あわせて将来の事業展開と企業体質強化のための内部留保の確保を図りつつ、業績および配当性向等を総合的に勘案して決定する所存であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保すること。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働すること。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保すること。
- ・独立役員の役割を重視し、独立役員による取締役会の業務執行への監督機能を実効化すること。
- ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行うこと。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実に図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公平性、透明性および効率性を高めるため、監査等委員会設置会社として、取締役8名（うち監査等委員である取締役4名）で構成される経営体制を採っております。

取締役会

取締役の構成としては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役1名を含む業務執行取締役3名と非業務執行取締役1名、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）からなる合計8名の取締役に取締役会を構成しております。

当社の取締役会は、当社グループの経営または事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項に関する意思決定を行うとともに、定款および取締役会の決議等に基づいて取締役に委任した事項の職務執行状況等を監視・監督しております。

また、上記のほか原則として月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催又は会社法第370条に基づく書面決議を行うことにより、職務執行に対する監視・監督の強化と意思決定の迅速化の強化を図っております。

議長：代表取締役社長 執行健太郎

構成員：取締役副社長 坂本幸司、取締役管理本部長 濱田拓也、取締役 星野結香  
社外取締役（常勤監査等委員） 近藤武雄、社外取締役（監査等委員） 竹中由重、  
社外取締役（監査等委員） 嶋田智也、取締役（監査等委員） 柴田亮

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、毎月1回の定時監査等委員会を開催するほか、速やかに審議又は決定すべき事項が生じたときは臨時監査等委員会を開催し、経営に対する監査機能を担っております。また、監査等委員会の活動の実効性を確保するため、監査等委員である取締役の中から監査等委員会の決議により常勤監査等委員を1名置き、常勤監査等委員が当社グループの重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況等の把握と監視に努めるとともに、内部監査室および会計監査人と連携して実施する多角的な観点に立った監査手続を通して、法令遵守の状況の点検および確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備および運用の状況等の点検および確認を経て、取締役の職務執行が法令および定款に適合し、その業務が適正に遂行されているかを監督および監査いたします。なお、常勤監査等委員である近藤武雄氏は、大蔵省（現 財務省）に長年にわたり勤務し、その経験に基づく幅広い見識を有しております。

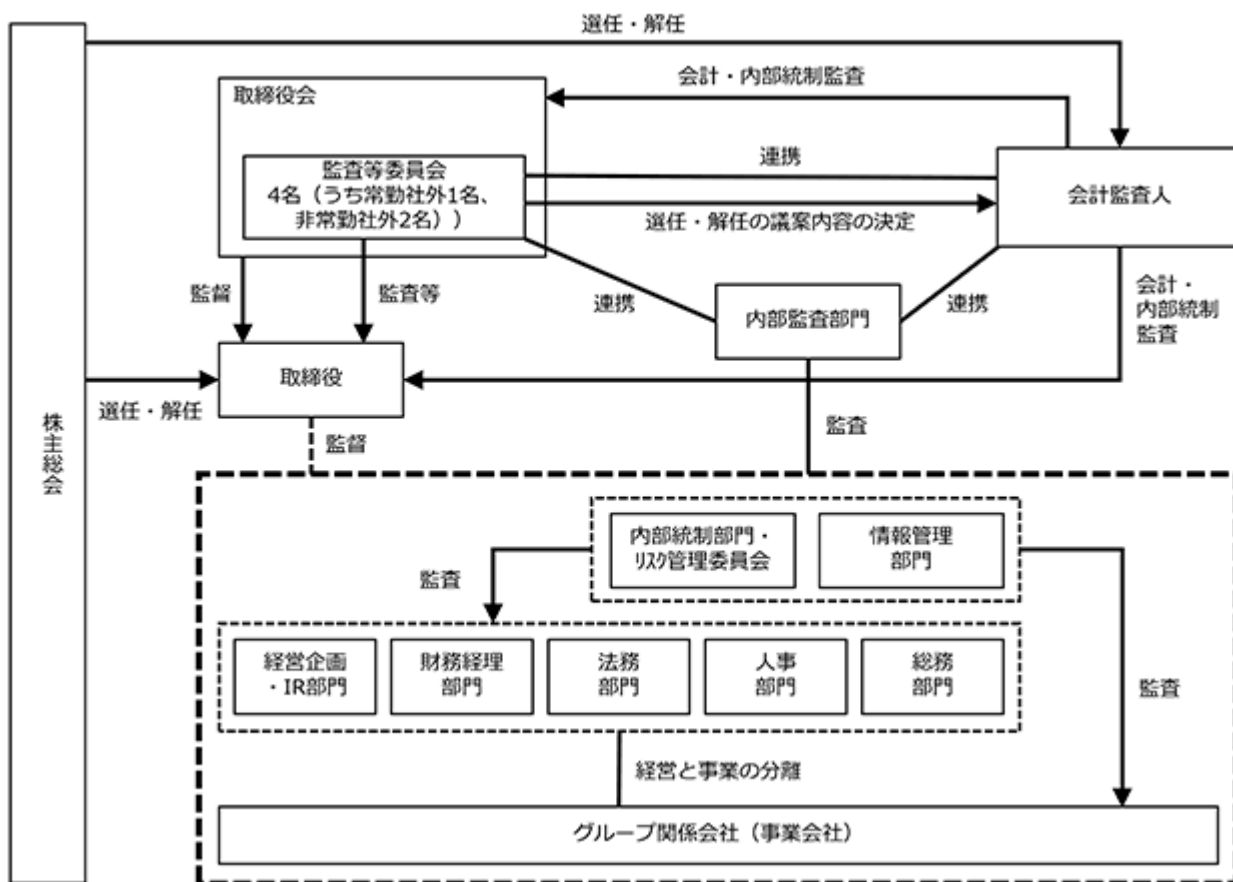
議長：社外取締役（常勤監査等委員） 近藤武雄

構成員：社外取締役（監査等委員） 竹中由重、社外取締役（監査等委員） 嶋田智也、  
取締役（監査等委員） 柴田亮

各グループ関係会社のガバナンスに関しては、事業会社である各子会社の主要な管理機能を親会社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能毎に以

下の施策を行っております。

- ・財務経理部門およびIR部門では、各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクローズを行い、透明性の向上を図っております。
- ・法務部門では、各子会社業務の法令遵守およびコンプライアンスの確保、監督を行っております。
- ・人事部門では、グループで統一的な研修課程を実施することで、社員の資質向上に努め、また実力主義の原則に基づく評価・報酬体系を導入することで、グループ会社間の公平性を図っております。
- ・総務部門では、グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ・内部監査部門およびリスク管理委員会では、グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、またお客様等社外からのご指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上および顧客満足度（CS）の向上を目指しております。また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等経営リスクの管理を行っております。
- ・内部統制部門では、金融商品取引法の内部統制報告制度への対応として、主に財務経理部門の業務監査、内部統制評価を行っております。
- ・情報管理部門では、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。



#### リスク管理委員会

リスク管理委員会は、取締役1名と、経営リスク、財務リスク、情報セキュリティリスク、CSリスク、法務リスク、人事・労務リスク等のリスクカテゴリーごとの担当部署責任者で構成しており、リスク管理を定めた危機管理規程を制定し、継続的に管理しております。原則として月1回の開催に加え、重要案件が生じたときは臨時開催し、リスクに関する情報が迅速かつ正確に関係部署に報告される体制の構築に努めております。

議長：取締役 管理本部長 濱田拓也

構成員：リスクカテゴリーごとの担当部署より1名ずつ

当社は、上記のとおり、取締役会の監督機能の向上を図り、経営の効率性を高め当社グループの更なる企業価値の向上を目指すことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるため、当該体制を採用いたしました。

## 企業統治に関するその他の事項

## イ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、内部統制に関する体制や環境を以下のとおり整備し、実効性を高めるべく努力しております。なお、当社ではこれまでも情報セキュリティ管理に積極的に取り組み、リスク管理部門においてコンプライアンスも含めた全社的なリスクを統一的に管理していくこととしております。

## a コンプライアンス体制の整備状況

取締役および従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制を、以下のとおり定めております。

- i 当社は当社グループ全体の内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する方針等は、当社グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理委員会で審議された上、取締役会の決議を経て制定または改廃されるものとします。

代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス部門を設置させるものとする。コンプライアンス部門は、リスク管理委員会と連携の上、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役および全従業員が法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めるものとします。

当社および当社グループにおいて万が一、コンプライアンス違反の被疑事案が発生した場合は、当社および子会社ごとに賞罰委員会にて必要な関係者を招集し、当該違反被疑事案の概要、経緯および対応について審議するものとし、その結果、コンプライアンス違反事項が確認された場合は、適切な措置を講じるとともに、再発防止策を策定し、速やかに実施するものとします。

当社および当社グループにおいてコンプライアンス違反の被疑事案が発生した場合は、業務上の報告経路の他、従業員が直接情報提供を行う窓口（内部通報窓口）を活用し、事態の迅速な把握と是正に努めるものとします。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的にコンプライアンス管理の総括責任者および代表取締役に報告するものとします。

取締役会は、法令、定款、株主総会決議および当社の「取締役会規程等」にしたがい、経営上の最重要事項に関する意思決定を行うとともに、これに準ずる経営上の重要情報の報告を受けるものとします。

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムの構築および運用を行い、当該方針にしたがって職務執行していることを監督するものとします。

取締役は、他の取締役および使用人の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査等委員会および取締役に報告するものとします。

## b リスク管理体制の整備状況

損失の危機の管理に関する規程その他の体制を、以下のとおり定めております。

- i リスク管理委員会は、当社のコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクを洗い出し、リスクマップを作成し、組織横断的なリスク状況の監督ならびに全社的対応方針を決定するものとします。また、新たに生じたリスクについては速やかにその担当部署を定めるものとします。

各部署の責任者は、当該方針に従い、各部門の所管業務に付随するリスク管理を行うものとします。

内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、取締役に報告の上、代表取締役がリスク管理委員会および各部署の責任者へ改善を指示するものとします。

リスクに関する情報は迅速かつ正確に、リスク管理委員会および関係部署に報告されるようにするものとします。

## c 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制整備の状況

- i 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社のセグメント別の事業ごとに子会社、それぞれの責任を負う担当取締役または担当部署および担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署および責任者が連携して、子会社における職務執行および事業状況、リスク事項等に係る情報共有を図り、子会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築するものとします。

当社の内部監査部門は、子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証および助言等を行うものとします。

当社は、子会社の経営上の重要事項について当社における承認および当社に対する報告等を定め当該事項につき承認および報告を義務づけ、その執行状況をモニタリングするものとします。また、セグメント別の事業ごとに設置された担当取締役または担当部署および担当責任者を通じて、子会社の事業の状況に

関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行うものとします。また、特に重要な子会社に対しては、当社の取締役または使用人を当該子会社の取締役として派遣するものとします。

当社は、当社グループ全体のリスク管理の方針を危機管理規程において定めるとともに、リスク管理委員会にて当社グループ各社におけるリスク管理について、総括的に監督を行い管理するものとします。なお、リスク管理委員会は、子会社におけるリスク管理状況に関する監督結果を、定期的にコンプライアンス管理の総括責任者および代表取締役に報告するものとします。

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、コンプライアンス管理の総括責任者および代表取締役を長とする対策委員会を設置し、外部専門家とも連携し、適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大の防止に努めるものとします。

当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督するものとします。

当社は、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの基本的な経営方針を定めるとともに、連結ベースでの経営指標および業績管理指標を導入し、当社グループ全体で効率的な業績管理を行うものとします。

当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行うものとします。

当社は、当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、リスク管理委員会の統括のもとに、各子会社の内部統制システム構築および運用の指導ならびに当社グループの内部統制に関する調整連絡を行い、当社グループとしての内部統制を行うものとします。また、子会社の役員および従業員に対し、当社および子会社に共通して適用されるコンプライアンスに係る規程または方針を策定し、法令・定款・社内規程およびその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を浸透させるものとします。当社は、当社の内部監査室を通じて、定期的子会社に対する内部監査を実施し、内部監査室に、その結果をコンプライアンス管理の総括責任者および取締役会に報告させることにより、子会社における法令・定款違反を未然に防止するとともに、発見された問題への対策を適時適切に講じるものとします。

d 監査等補助人の設置並びに監査等補助人の独立性及び監査等委員会の監査等補助人への指示の実効性の確保

- i 当社は、監査等委員会から要請があった場合、必要な員数および求められる資質について監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助する従業員（以下「監査等補助人」という。）を配置するものとします。

監査等補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。

監査等補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。ただし、監査等委員会から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該監査等補助人の兼任職務内容を変更するものとします。なお、監査等補助人は、監査等委員会の職務の補助業務に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を強化するとともに監査等委員会の当該監査等補助人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとします。

取締役および従業員は、監査等委員会の要請により、以下の措置を講じるほか、監査等補助人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとします。

- ・監査等補助人が、監査等委員会に同行し、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保すること。
- ・監査等補助人が、監査等委員会に同行し、代表取締役、業務執行取締役や会計監査人との意見交換の場に参加すること。

e 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- i 取締役および従業員は、次に定める事項を監査等委員会に報告するものとします。
- ・会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項
  - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

## ・重大な法令・定款違反

子会社の取締役、監査役および従業員が、子会社に関する前号に定める事項を発見した場合は、当該子会社の取締役もしくは監査役を介して、または直接に、当社の担当部署に報告を行うものとし、当該報告を受けた者は、速やかに、報告された事実、ならびに当局検査・外部監査が発生した場合はその結果を当社の監査等委員会に報告することとします。なお、当社は、これらに係る必要な体制の整備を行うものとします。

当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、法令および社内規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するものとします。

前三項に係る報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けることがないようにするものとし、その旨を当社グループにおいて周知徹底するものとします。

前号に伴い、監査等委員会は、取締役もしくは従業員または子会社の取締役、監査役もしくは従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わないものとするとともに、監査等委員会は、報告をした使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。

## f その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## i 監査の実効性を確保するため、取締役および従業員ならびに子会社の取締役、監査役および従業員は、当社の監査等委員会がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行うものとします。

当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。

当社は、監査等委員会が要請した場合、監査等委員会が代表取締役・業務執行取締役や会計監査人と意見交換をする場を設けるものとします。

内部監査室は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議および意見交換をするなどし、情報交換および緊密な連携を図るものとします。

当社は、社外取締役として、弁護士、公認会計士、税理士その他外部専門家を選任するよう努めるものとし、また、監査等委員会の合理的な要請により、当社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができるような体制を整えるものとします。

## g 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会からの提案に基づき、あらかじめ予算を確保するものとします。また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。

## h 情報管理体制

## i 当社は、管理本部長を取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理の統括責任者として、

当社の取締役の職務の執行に係る情報は、極力書面または電磁的記録（以下「書面等」という。）に記載または記録（以下「記載等」という。）することにより、保存するものとします。

前項に規定する書面等の保管は次の方針によるものとします。

## ・当社取締役会における当社の取締役の職務執行に係る書面等

当社は、取締役会付議議案について原則として提出責任取締役を明確にするものとします。また、取締役会議事録および取締役会の決議の省略に係る意思表示を記載等した書面等を、議案の検討のために取締役に配布された資料とともに、事務局担当部署において最低10年間備え置くものとします。

## ・その他の職務における取締役の職務執行に係る書面等

当社は、取締役が出席者と定められている定例会議の議事録および取締役が決裁者となりまたはその意見を記載等した書面等を、「文書取扱規程」および「情報システム規程」に基づき管理するものとします。

## i 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

## i 当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。

## ・職務権限・意思決定ルールの方針策定および見直し

## ・取締役および事業本部長を構成員とする経営会議の実施

## ・予算管理規程に基づく中長期計画の方針策定、事業部門ごとの業績目標と予算の設定および月次・四半期業

#### 績管理の実施

- ・ 経営会議および取締役会による月次もしくは四半期ごとの業績のレビューと改善策の実施
- ・ 財務情報以外の重要指数やKPIを定めた経営指標の四半期ごとの管理の実施

当社は、取締役会の機動的な開催と活発な審議を可能とするため、取締役の員数の適正レベルを維持するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年として適格性に対する見直しの頻度を高めるものとします。

当社は、取締役の職務と業務執行とを理念的に峻別し、業務執行の決定と業務執行に対する監督を中心とする会社法所定の取締役会権限を意識して取締役会の運営を行うものとします。

#### j 財務報告の信頼性を確保するための体制

- i 当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保し、当社による金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、当社代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保するものとします。

内部監査室は、監査等委員会・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証するものとします。

#### k 反社会的勢力の排除に関する基本的事項

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める反社会的勢力排除規程に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。

#### ロ 取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役については5名以内とする旨を定款に定めております。

#### ハ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないこととしております。

#### ニ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

- a 経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨。
- b 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- c 会社法第426条第1項の規定により第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨。
- d 株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨。

#### ホ 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役および会計監査人との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られ、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由を設けるものとします。

#### ヘ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによ



て生ずることのある損害等が当該保険契約により補填されます。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由を設けるものとします。

ト 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

2023年3月期は、取締役会を21回(臨時8回)開催し、当社の業務執行を決定いたしました。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款第14条第2項に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為(いわゆる敵対的TOB)に関する対応策は導入しておらず、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針についての定めに関する事項(会社法施行規則第118条第3項に掲げる事項)について定めておりませんが、当社の株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社は社外の専門家を交えて当該取得者の提案内容を株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。

ヌ 種類株式

当社は、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、A種優先株式を発行しております。資本の増強にあたり既存の株主への影響を考慮したため、A種優先株式の議決権の有無及び内容は普通株式と異なります。A種優先株式に関する内容は、「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

取締役会の活動状況

当事業年度における活動状況は以下のとおりであります。

区分	氏名	出席状況
代表取締役社長	執行 健太郎	100% (21回中21回)
代表取締役常務	片野 良太	100% (21回中21回)
取締役副社長	坂本 幸司	95% (21回中20回)
社外取締役監査等委員	近藤 武雄	100% (21回中21回)
社外取締役監査等委員	倉嶋 喬	100% (21回中21回)
社外取締役監査等委員	竹中 由重	95% (21回中20回)
取締役監査等委員	柴田 亮	90% (21回中19回)

取締役会における具体的な検討内容は、代表取締役および役付取締役の選定、取締役報酬額の決定、単独株式移転による純粋持株会社設立及び株式移転計画作成の承認、計算書類の承認、株主総会の招集、業務執行状況の報告等であります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	執行 健太郎	1989年 1月30日 生	2009年3月 株式会社ネットワークサービス 入社 2015年6月 同社 代表取締役 2015年7月 ひかりサポート株式会社 代表取締役 株式会社光通信へ転籍 MK事業部部長 2016年10月 株式会社アイ・ステーションへ転籍 MK事業部課長 2017年5月 同社 代表取締役(現任) 2018年7月 株式会社Light Up ALL 代表取締役 2020年6月 INEST株式会社(現:INT株式会社) 代表取締役社長(現任) 2022年10月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)2	普通株式 100,500
取締役 副社長	坂本 幸司	1982年 6月26日 生	2006年5月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (現:株式会社ナローピーク) 入社 2014年12月 株式会社保険見直し本舗 取締役 2015年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (現:株式会社ナローピーク) DM 第2事業本部 執行役員 2017年8月 同社 ニューチャネル事業本部 執行役員 2017年9月 株式会社Patch(現:Renxa株式会社) 取締役 2018年4月 同社 代表取締役(現任) 2020年6月 INEST株式会社(現:INT株式会社) 取締役副社長 2022年10月 当社 取締役副社長(現任)	(注)2	
取締役 管理本部長	濱田 拓也	1982年 6月26日 生	2009年4月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (現:株式会社ナローピーク) 入社 2010年12月 同社 管理本部業務管理部 課長 2017年6月 株式会社Patch(現:Renxa株式会社) 管理本部 部長 2021年4月 INEST株式会社(現:INT株式会社) 管理本部経営企画部 部長 2022年4月 同社 管理本部経営企画部兼人事部 部長 2022年10月 当社 管理本部経営企画部兼人事部 部長 2023年4月 当社 管理本部長(現任) 2023年6月 当社 取締役(現任)	(注)2	
取締役	星野 結香	1997年 2月7日 生	2019年4月 三谷商事株式会社 入社 2020年11月 株式会社光通信 入社 2023年4月 同社 管理本部財務本部財務戦略・広報IR部 課長(現任) 2023年6月 当社 取締役(現任)	(注)2	
取締役 (監査等委員)	近藤 武雄	1944年 2月27日 生	1962年3月 大蔵省 入省 1996年8月 旭信用金庫 入庫 2000年6月 同金庫 常勤理事・総務部長 2002年11月 銚子信用金庫 常勤理事・総務部長 2004年10月 同金庫 常勤理事・監査部長 2005年10月 株式会社インタア・ホールディングス 社外監査役 2018年2月 INEST株式会社(現:INT株式会社) 常勤監査役 2021年6月 同社 社外取締役 常勤監査等委員 2022年10月 当社 社外取締役 常勤監査等委員(現任)	(注) 1,3	
取締役 (監査等委員)	竹中 由重	1980年 7月31日 生	2010年12月 弁護士登録(第63期) 馬車道法律事務所入所(現任) 2016年6月 INEST株式会社(現:INT株式会社) 社外監査役 2020年6月 同社 社外取締役 2021年6月 同社 社外取締役 監査等委員 2022年10月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注) 1,3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	嶋田 智也	1988年 4月19日 生	2013年2月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2016年7月 公認会計士登録 2019年1月 嶋田智也公認会計士事務所 設立 株式会社イッセキアドバイザー代表パートナー(現任) 2019年2月 取締役税理士登録 嶋田智也税理士事務所開設 2020年3月 税理士法人Itseki 代表パートナー(現任) 2023年6月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注) 1, 3	
取締役 (監査等委員)	柴田 亮	1988年 4月26日 生	2014年4月 株式会社光通信 入社 2019年2月 株式会社アクトコール 取締役監査等委員 2020年4月 株式会社光通信 財務本部財務企画部長 2021年4月 株式会社シック・ホールディングス 取締役 監査等委員(現任) 2021年6月 INEST株式会社(現: INT株式会社) 取締役 監査等委員 2022年10月 当社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 3	
計					100,500

(注) 1 取締役近藤武雄、竹中由重および嶋田智也の3名は、社外取締役であります。

2 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

3 2023年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

### 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員であり、当社株式を保有しておりません。その他、当社グループおよび当社グループのその他の取締役と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

社外取締役 近藤武雄氏は、同氏が大蔵省(現 財務省)に長年にわたり勤務し、その経験に基づく幅広い見識を有しており、同氏の知見を当社の監査に活かしていただけると考えているため、社外取締役として選任しております。

社外取締役 竹中由重氏は、同氏が弁護士としての経験と専門知識を有しており、同氏の知見を当社の経営に有益な助言をいただけるものと考えているため、社外取締役として選任しております。

社外取締役 嶋田智也氏は、同氏が公認会計士としての経験と専門知識を有しており、同氏の知見を当社の経営に有益な助言をいただけるものと考えているため、社外取締役として選任しております。

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めていませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性を判断する基準を参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行するために十分な独立性が確保できることを前提に、個別で判断しております。

### 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役3名はいずれも監査等委員である取締役であり、取締役会および監査等委員会に出席し、監査業務の遂行過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集および意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査や会計監査人と相互連携を図っております。また、内部統制部門とは、本連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化および企業クオリティー向上を目指した協力関係を構築しております。

会計監査人および内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取など密に連携して監査の実効性を確保しております。

### (3)【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員は、社外取締役3名を含む計4名の体制をとっており、また、常勤監査等委員1名を選任しております。

常勤監査等委員である社外取締役 近藤武雄氏は大蔵省(現 財務省)に長年にわたり勤務し、その経験に基づく幅広い見識を有しております。

監査等委員である社外取締役 倉嶋喬氏は、豊富な企業経営等に係る経験と見識を有しております。

監査等委員である社外取締役 竹中由重氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しております。

監査等委員である取締役 柴田亮氏は、株式会社光通信 管理本部財務部に長年在籍し、財務業務に精通してお

り、更に複数社の他上場企業で監査等委員である取締役役に就任していた経験を有しております。

監査等委員会は取締役会および取締役の意思決定、業務執行の適法性・妥当性の観点から十分な監査・監督機能を果たすことを目的として毎月定期的を開催することとしており、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査の基本方針および業務の分担等に従い、取締役会および社内的重要な会議に出席し情報収集に努めてまいります。また、内部監査部門および会計監査人と情報・意見交換を行い、密に連携し、監査の効率化・監査機能の向上を図っております。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催しており、当事業年度においては13回開催(臨時3回)開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
近藤 武雄	13回	13回
倉島 喬	13回	12回
竹中 由重	13回	13回
柴田 亮	13回	13回

監査等委員会における主な検討事項として、監査の基本方針および監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等が挙げられます。

また、常勤監査等委員の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、監査等委員等との意思疎通・情報交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認、内部監査担当者との監査状況についての定期的な協議、定例の監査等委員会における非常勤監査等委員への監査結果の共有を行っております。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の独立した組織として1名で構成される内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、取締役会が決議した内部統制システムのモニタリングを行うほか、每期計画的に各部門の業務の遂行状況について監査を行うとともに法令および社内諸規則の遵守や不正リスクの予防等コンプライアンスの遵守状況等についての監査を半期に1回定期的に行い、結果については代表取締役社長に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて改善状況を代表取締役社長に報告しております。

また、監査結果については常勤監査等委員に報告し、情報共有を行い、監査の効率化を図っております。なお、会計監査人および内部統制部門とは定期的に監査計画や監査結果についての情報交換、内部統制の整備状況に関する報告の聴取等密に連携して監査の実効性を確保してまいります。

#### 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### b. 継続監査期間

12年間

(注) 上記継続監査期間は単独株式移転により完全子会社となったI N T株式会社の継続監査期間を含んで記載しております。

##### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 永井 公人

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、その他監査従事者10名となります。

##### e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選任に当たっては、監査法人の概要、品質管理体制、会社法上の欠格事由の有無、独立性などの監査法人の概要のほか、監査計画は会社の事業内容に対応したリスクを勘案した内容か、監査チームの編成は会社の規模および事業内容を勘案した内容か等の監査の実施体制および監査報酬見積額について定めた「会計監査人選任に関する判断基準」を制定しております。現会計監査人は、KPMGインターナショナルのメンバーファームの一員であり、監査品質向上のためにガバナンスの強化や4つのディフェンスラ

インによる組織的な品質管理体制の構築に取り組んでおります。また、多業種にわたるクライアントの監査を手掛けており、人材も豊富であることから選定に至っているものであります。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障があった場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員および監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、第1期の会計監査人として有限責任 あずさ監査法人の再任を決議いたしました。

なお、2023年6月29日開催の第1回定時株主総会において、新たに当社の会計監査人として普賢監査法人が選任されました。同監査法人を選定した理由につきましては、「g. 会計監査人の異動」に記載した臨時報告書の記載内容をご参照ください。

g. 会計監査人の異動

当社は、2023年6月29日開催の第1回定時株主総会において、以下のとおり会計監査人の選任を決議しました。

第1期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)(連結・個別) 有限責任 あずさ監査法人  
第2期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)(連結・個別) 普賢監査法人

臨時報告書に記載した事項は、以下のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称  
普賢監査法人

退任する監査公認会計士等の名称  
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年6月29日（第1回定時株主総会開催日）

(3) 退任する会計監査人が監査公認会計士等となった年月日

2011年6月28日

（2022年10月3日付で単独株式移転により設立された当社における就任年月日は2022年10月17日）

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、2023年6月29日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現任会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると考えておりますが、現任会計監査人の監査継続年数や、当社グループの事業規模に適した新たな視点での監査を行うことによる更なるガバナンス強化等の観点から、当社は新たな会計監査人の選定について検討を開始いたしました。

監査等委員会は、新会計監査人として普賢監査法人を起用することにより、当社グループの事業規模に適した新たな視点での監査及び機動的な監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、職業倫

理、適切性及び品質管理体制、監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したため、普賢監査法人を新たな会計監査人として選任することといたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	84	
連結子会社		
計	84	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本号において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、当該決定方針は、( )取締役の報酬が、経営責任の明確化および企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭においた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とすること、( )個人別の報酬等については、取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績および担当業務における各取締役の貢献および実績に基づき、各取締役の役位および職責ならびに当社の連結営業利益その他の会社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする、( )取締役の個人別の報酬の額は取締役会において決定するものとし、監査等委員会の意見がある場合はその意見を踏まえて当該決定を行うこと、をその内容の概要としております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該決定方針の内容に即した検討に基づき決定されており、取締役会としては当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は2023年6月29日開催の第1回定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬限度額は年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額20百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員以外の取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役は3名)であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	6	6		3
監査等委員(社外取締役を除く)	0	0		1
社外役員	3	3		3

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2 役員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプションに関する会計基準」(2005年12月27日、企業会計基準第8号)等に準拠して株式報酬費用として計上しており、当事業年度中の費用計上額は、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)3名に対して、9百万円となります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。



(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式に区分し、それ以外の株式を保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する検証の内容

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、様々な企業との協力関係が不可欠であると認識しております。そのためには、中長期的な観点から、発行会社との良好な関係を構築し、取引関係の維持・強化や取引の円滑化を通じて、当社の企業価値の向上に資すると判断できる株式について保有しております。また、保有の適否は、保有の意義の再確認、取引状況、保有に伴う便益等を定期的に精査し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式については、適時・適切に処分・縮減します。

b．銘柄数及び連結財政状態計算書計上額の合計額

	銘柄数(銘柄)	連結財政状態計算書 計上額の合計額(百万円)
非上場株式	6	1,043

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当社は2022年10月3日に設立され、当有価証券報告書は設立第1期として提出するものであるため、前連結会計年度および前事業年度との対比は行っていません。なお、当連結会計年度の連結財務諸表は、単独株式移転により完全子会社となったI N T株式会社の連結財務諸表を引き継いで作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年10月3日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みおよびIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、それに基づいた会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>資産</b>		
流動資産		
現金及び現金同等物	7	1,627
営業債権及びその他の債権	8,28	1,658
棚卸資産	9	79
その他の金融資産	14,28	1,166
その他の流動資産	10	142
流動資産合計		4,674
非流動資産		
有形固定資産	11	118
使用権資産	13	996
のれん	12	1,649
無形資産	12	83
持分法で会計処理されている投資		11
その他の金融資産	14,28	474
繰延税金資産	25	62
その他の非流動資産		3
非流動資産合計		3,399
資産合計		8,074

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (2023年3月31日)
<b>負債及び資本</b>		
<b>負債</b>		
<b>流動負債</b>		
営業債務及びその他の債務	15,28	1,541
有利子負債	16	930
リース負債	28	93
未払法人所得税		58
その他の流動負債	17	326
流動負債合計		<u>2,950</u>
<b>非流動負債</b>		
有利子負債	16,28	579
リース負債	28	913
引当金	19	51
非流動負債合計		<u>1,544</u>
負債合計		<u>4,495</u>
<b>資本</b>		
資本金	20	100
資本剰余金	20	2,263
利益剰余金	20	1,215
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>3,579</u>
資本合計		<u>3,579</u>
負債及び資本合計		<u>8,074</u>

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上収益	21	7,937
売上原価	22	434
売上総利益		7,502
その他の収益	6,23	98
販売費及び一般管理費	22	7,374
その他の費用	12,23	23
営業利益		202
金融収益	24	0
金融費用	24	45
持分法による投資損益		0
税引前利益		156
法人所得税費用	25	293
当期利益		450
当期利益の帰属		
親会社の所有者		450
当期利益		450
1株当たり当期利益(円)	26	
基本的1株当たり当期利益		4.95
希薄化後1株当たり当期利益		4.95

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益		450
その他の包括利益		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	28	674
純損益に振り替えられることのない項目合計	28	674
その他の包括利益合計		674
当期包括利益合計		1,124
当期包括利益合計の帰属		
親会社の所有者		1,124
当期包括利益合計		1,124

## 【連結持分変動計算書】

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						合計	資本 合計
	注記	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	その他の 資本の構成 要素		
2022年4月1日		100	2,243	91	0		2,435	2,435
当期包括利益								
当期利益				450			450	450
その他の包括利益	20,28					674	674	674
当期包括利益合計				450		674	1,124	1,124
所有者との取引額等								
株式報酬取引	18		19				19	19
自己株式の消却			0		0			
利益剰余金への振替	20			674		674		
所有者との取引額等合計			19	674		674	19	19
2023年3月31日		100	2,263	1,215			3,579	3,579

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前利益		156
減価償却費及び償却費		198
金融収益		0
金融費用		45
子会社の支配喪失に伴う利益		77
持分法による投資損益(は益)		0
減損損失		12
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		330
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		215
棚卸資産の増減(は増加)		16
その他		61
小計		265
利息の受取額		0
利息の支払額		43
法人所得税の支払額又は還付額(は支払)		9
営業活動によるキャッシュ・フロー		231
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		50
子会社の支配獲得による収支(は支出)		112
子会社の支配喪失による収支(は支出)	30	157
敷金及び保証金の差入による支出		4
敷金及び保証金の回収による収入		17
定期預金の預入による支出		30
その他		39
投資活動によるキャッシュ・フロー		61
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	30	139
長期借入れによる収入	30	700
長期借入金の返済による支出	30	435
社債の買入及び償還による支出	30	200
リース負債の返済による支出	30	117
財務活動によるキャッシュ・フロー		85
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		256
現金及び現金同等物の期首残高		1,370
現金及び現金同等物の期末残高	7	1,627



## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

I N E S T株式会社(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は東京都豊島区東池袋一丁目25番9号であります。

本連結財務諸表は、当社およびその子会社(以下「当社グループ」という。)ならびに関連会社に対する当社グループの持分から構成されております。

当社グループは、主に中小企業や個人消費者に対して、モバイルデバイスやOA機器、ウォーターサーバー等の各種商品の販売を行う事業を営んでおります。当社グループの事業内容および主要な活動は、「注記5.事業セグメント」に記載しております。

### 2. 連結財務諸表作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

#### (2) 測定の基礎

本連結財務諸表は「注記3.重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定している金融商品などを除き、取得原価を基礎として表示しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

本連結財務諸表は当社の機能通貨である円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

#### (4) 未適用の公表済み基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が公表された未適用の基準書および解釈指針のうち、重要な影響があるものはありません。

### 3. 重要な会計方針

以下の会計方針は、本連結財務諸表に記載されている全ての期間に適用しております。

#### (1) 連結の基礎

##### 子会社

子会社とは、当社により支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利および投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力の全てを有している場合をいいます。

子会社が採用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を行っております。

グループ内の債権債務残高、取引およびグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表作成にあたり消去しております。

支配を喪失しない子会社に対する持分の変動は、資本取引として会計処理しております。当社グループの持分および非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整しております。

非支配持分を調整した額と支払対価又は受取対価の公正価値との差額は資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属させます。

当社が子会社の支配を喪失する場合、関連する損益は以下の差額として認識しております。

- ・受取対価の公正価値および残存持分の公正価値の合計
- ・子会社の資産(のれんを含む)、負債および非支配持分の支配喪失時の帳簿価額(純額)

子会社について、それまで認識していたその他の包括利益累計額は、純損益に振り替えております。

##### 関連会社

関連会社とは、当社がその企業の財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配又は共同支配を有していない企業をいいます。

関連会社に対する投資は、取得原価で当初認識した後、持分法による会計処理により、重要な影響力を有した日から喪失する日までの純損益およびその他の包括利益の当社グループの持分を認識し、投資額を修正しております。

関連会社の損失が、当社グループの当該会社に対する投資持分を超過する場合は、実質的に当該会社に対する正味投資の一部を構成する長期投資を零まで減額し、当社グループが当該会社に対して法的債務又は推定的

債務を負担する、又は代理で支払いを行う場合を除き、それ以上の損失については認識しておりません。

## (2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に、取得法によって会計処理しております。

取得にあたり支出した対価は、当社グループが移転した資産、当社グループが引き受けた被取得企業の旧所有者の負債および支配獲得日における当社グループが発行した資本性金融商品の公正価値の合計として測定しております。取得関連費用は発生時に連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

支配獲得日において、取得した識別可能な資産および引き受けた負債は、以下を除き、支配獲得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産又は繰延税金負債および従業員給付に係る資産又は負債は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し、測定しております。
- ・被取得企業が借手であるリースについて、IFRS第16号に従って識別し、残存リース料の現在価値でリース負債を測定しております。また、使用権資産は、リース負債と同額で測定しますが、市場条件と比較した場合の有利又は不利な条件については、調整します。

のれんは、取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。

企業結合の当初の会計処理が期末日までに完了しない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら企業結合処理の認識金額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正いたします。測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

また、共通支配下における企業結合取引、すなわち、すべての企業結合又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的ではない企業結合取引については、帳簿価額に基づき会計処理しております。

## (3) 金融商品

### 金融資産

#### a. 当初認識および測定

当社グループは、金融資産について、純損益またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産または償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融商品を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

#### b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### ( ) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

なお、利息収益、為替差損益、減損および認識の中止時の利得又は損失は純損益に認識いたします。

##### ( ) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したのものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の資本の構成要素に認識後、直ちに利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

#### c. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を移転する場合で金融資産の所有のリスクと経済価値のほとん

ど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転したわけでも、ほとんど全てを保持しているわけでもないが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産または譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、又はほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

#### d. 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値をそれぞれの債務不履行発生リスクでウエイト付けをした加重平均で測定しており、予想信用損失は、金融資産の実効金利で割り引くことによって算定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体または一部分について回収できず、または回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状況に陥る可能性の増加

当社グループは、ある金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

#### 金融負債

##### a. 当初認識および測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。また、当該負債証券以外のその他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

##### b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

( ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、売買目的保有の金融負債であり、当初認識後公正価

値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

( ) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定していません。

実効金利法による償却および認識が中止された場合の利得および損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

c. 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中の特定された債務が免責、取消し、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

デリバティブ

デリバティブは、デリバティブ契約が締結された日の公正価値で当初認識され、当初認識後は各連結会計年度末日の公正価値で再測定しており、公正価値の変動は純損益に認識しております。

なお、デリバティブについて、ヘッジ会計の適用となるものではありません。

複合金融商品

当社グループが発行する複合金融商品は、保有者の選択により資本に転換できる転換社債型新株予約権付社債です。複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該金融商品全体の公正価値から負債部分の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引費用は負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法を用いた償却原価により測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後は再測定を行っておりません。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主に商品から構成され、取得原価は、購入原価ならびに現在の場所および状態に至るまでに発生したその他の全ての取得原価を含めております。取得原価は、主として総平均法を用いて算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随するコスト、解体・除去および設置場所の原状回復コストの当初見積額を含めております。減価償却費は、償却可能額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、主として定額法により算定しております。

償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しております。

主要な有形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具および備品	2～10年

資産の減価償却方法、見積耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(7) のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、「注記3. 重要な会計方針(2) 企業結合」に記載しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、配分した資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損については「注記3. 重要な会計方針(10) 非金融資産の減損」に記載しております。

(8) 無形資産(使用権資産は除く)

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。  
主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

資産の償却方法、見積耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (9)リース

##### (借手側)

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された原資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか、又はリースを含んでいると判断しております。

契約がリースであるか、又はリースを含んでいると判断した場合、リース開始日において、使用権資産およびリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日現在の残存リース料をリースの計算利子率を用いて割り引いた現在価値で当初認識しております。リースの計算利子率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利子率を用いており、一般的に当社グループは追加借入利子率を割引率として使用しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

使用権資産は取得原価で当初測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体および除去、原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用権資産は、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたり定額法により減価償却を行っております。

当社グループは、リース期間が12か月以内の短期リースおよび少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産およびリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

#### (10)非金融資産の減損

##### 有形固定資産および無形資産の減損

当社グループでは、期末に、有形固定資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、期末において、減損損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却又は減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

##### のれんの減損

当社グループでは、各報告期間末において、のれんが減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、その資金生成単位又は資金生成単位グループに減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位又は資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位又は資金生成単位グループにおけるその他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行っておりません。

#### (11) 非継続事業

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループのひとつの事業もしくは地域を構成し、そのひとつの事業もしくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

#### (12) 株式に基づく報酬

当社グループは、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

#### (13) 引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務又は推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ、その債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。引当金として認識する金額は、主に過去の実績等に基づき当該債務をとりまくリスクや不確実性を考慮した最善の見積りによるものであり、時間価値に重要性がある場合には割引計算を行って算出しております。時の経過に伴う割引額の割引は純損益で認識しております。

当社グループは引当金として、資産除去債務を認識しております。

・資産除去債務

賃貸借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所等の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

#### (14) 資本及びその他の資本項目

普通株式は、資本に計上しております。優先株式は、現金またはその他の金融資産によって強制的に償還する義務が無く、当社グループが配当金を支払う契約上の義務も無い場合、かつ、優先株式に付されている取得請求権等によって可変数の自己の資本性金融商品を引き渡す可能性が無い場合には、資本に計上しております。

自己株式を取得した場合は、資本の控除項目として認識しております。自己株式の購入、売却又は消却において損益は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

#### (15) 収益認識

IFRS第9号に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに応じて）収益を認識する。

当社グループでは、「通信インフラサービス」、「ライフラインサービス」、「オフィスソリューションサービス」、「店舗ソリューションサービス」、「ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス」を主な事業としております。

顧客へ移転する事を約束した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別し、その基礎となる財又はサービスの履行義務の充足を一時時点で認識し、また、特定のサービスの履行義務の充足を一定期間にわたり認識しています。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

履行義務の識別に際し、当社グループが当事者として取引を行っているか、代理人として取引を行っているかの判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を表示しております。

#### (16) 法人所得税

法人所得税は当期税金および繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金およびその他の包括利益又は直接資本に認識する項目から生じる税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定又は実質的に制定されている税率および税法を使用しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施してお

ります。

ただし、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、かつ、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異には認識しておりません。

子会社および関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測可能な将来に解消する可能性が高く、かつ、当該一時差異が使用できる課税所得の生じる可能性が高い場合のみ、繰延税金資産を認識しております。繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しております。

- ・企業結合以外の取引で、かつ、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社および関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産および負債は、期末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産および負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

#### (17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在株式が転換されたと仮定して、親会社の普通株主に帰属する当期利益および自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りおよび仮定とは異なる結果となる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間および将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断および見積りは以下のとおりであります。

- ・非金融資産の減損（注記3. 重要な会計方針(10) 非金融資産の減損、注記11. 有形固定資産、注記12. のれん及び無形資産）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記3. 重要な会計方針(16) 法人所得税、注記25. 法人所得税）

## 5. 事業セグメント

## (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループは、法人向け事業および個人向け事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社および当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

## (2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	法人向け事業	個人向け事業	計		
売上収益					
外部顧客への売上収益	3,495	4,442	7,937	-	7,937
セグメント間の 内部売上収益及び振替高	0	1	1	1	-
計	3,495	4,443	7,939	1	7,937
セグメント利益	335	359	694	492	202
金融収益					0
金融費用					45
持分法による投資損益					0
税引前利益					156
(その他の損益項目)					
減価償却費及び償却費	82	21	103	95	198
減損損失	12	-	12	-	12

(注) セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去および各セグメントに配分していない全社費用が含まれております。

## (3) 商品及びサービスに関する情報

提供している商品およびサービスならびに収益の額については、注記「21. 売上収益」に記載のとおりです。

## (4) 地域別に関する情報

外部顧客への売上収益

本邦以外に外部顧客への売上収益がないため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦以外に所在している非流動資産がないため、記載を省略しております。

## (5) 主要な顧客に関する情報

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)



顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
プレミアムウォーター(株)	1,233	個人向け事業
東京瓦斯(株)	1,039	個人向け事業

## 6. 企業結合等

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単独株式移転による持株会社体制への移行)

I N T株式会社(以下「I N T」という。)は、2022年5月25日開催の取締役会において、2022年10月3日を期日とするI N T単独による株式移転(以下「本株式移転」という。)により、I N Tを株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社持株会社(以下「当社」という。)を設立することを決議し、2022年6月29日開催のI N T第26回定時株主総会において承認、可決されました。

### (1)本株式移転の目的および理由

#### 背景および目的

I N Tグループは、2020年8月1日を効力発生日として株式会社アイ・ステーションおよびR e n x a株式会社を完全子会社化することで、新たな経営体制へと移行し、現在、主に中小企業に対してモバイルデバイスや新電力、O A機器等の各種商品の取次販売を行う「法人向け事業」と、個人消費者に対してウォーターサーバーやインターネット回線等の各種商品の取次販売を行う「個人向け事業」の二本の柱を主要事業として、複数の販売網や多彩な販売チャネル、多数の顧客基盤やサービス、営業リソース等の強みを活かし、中小企業や個人消費者のニーズにあった商品の取り扱いを積極的に増加させ、販売活動を展開してまいりました。

I N Tグループを取り巻く事業環境では、A IやI o Tを活用したソリューションサービスの活用やB C P対策への対応、在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革への対応等が求められており、昨今のコロナ禍をきっかけに、社会が大きく変わると予想される中で、そのニーズも急速に多様化していくと認識しております。さらにはテレワーク継続や非対面での業務遂行など、新型コロナウイルスの状況を踏まえた働き方の変化は、I N Tグループの提供している販売代理店事業や営業代行事業のアウトソーシングサービス需要への追い風になるとも考えております。

このような状況のもと、I N Tグループが更なる成長を目指していくにあたり、グループ全体としての適切な体制を確保しつつ、専門性の高い事業会社がそれぞれの分野に特化したコーポレート・ガバナンス体制およびコンプライアンス・リスク管理体制を強化していくとともに、変化が激しい市場環境に対応していくためにも、各事業会社における意思決定を迅速化することが重要であり、そのための最適な体制として、純粋持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

### (2)株式移転による当社設立の要旨

#### 株式移転の日程

定時株主総会基準日	2022年3月31日
株式移転計画承認取締役会	2022年5月25日
株式移転計画承認定時株主総会	2022年6月29日
I N T上場廃止日	2022年9月29日
当社設立登記日(効力発生日)	2022年10月3日
当社株式上場日	2022年10月3日

#### 本株式移転の方式

I N Tを株式移転完全子会社、当社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

#### 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	I N E S T株式会社 (当社)	I N T株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率 (普通株式)	1	1
株式移転比率 (A種優先株式)	1	1

#### a. 株式移転比率

本株式移転に伴い、株式移転完全子会社の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合、株式移転完全子会社のA種優先株式1株につき、当社のA種優先株式1株の割合をもって割当交付いたします。なお、株式移転完全子会社の単元株式は、100株です。

## b. 単元株式数

当社は、1単元の株式数を100株といたします。

## c. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、株式移転完全子会社単独の株式移転によって、持株会社である当社1社を設立するものであり、株式移転直前の株式移転完全子会社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する株式移転完全子会社普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てました。また、同様にA種優先株式についても、株主の皆様が保有する株式移転完全子会社A種優先株式1株に対して当社のA種優先株式1株を割り当てました。

## d. 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記c.の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

## e. 本株式移転により交付する新株式数

普通株式 68,217,085 株

A種優先株式 22,710,000 株

## 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式移転完全子会社が発行している新株予約権については、当社は、株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて同等の当社の新株予約権を交付し、割り当てました。なお、株式移転完全子会社は新株予約権付社債を発行しておりません。

## 持株会社の新規上場に関する取扱い

株式移転完全子会社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により当社は、2022年10月3日より東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項））について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

## (3) 株式移転により新たに設立した当社の概要

(1) 商号	I N E S T株式会社
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋一丁目25番9号
(3) 代表者及び役員	代表取締役社長 執行 健太郎 代表取締役常務 片野 良太 取締役副社長 坂本 幸司 社外取締役 近藤 武雄 社外取締役 倉嶋 喬 社外取締役 竹中 由重 取締役 柴田 亮
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務
(5) 資本金	100百万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 親会社の所有者に帰属する持分（連結）	3,579百万円(2023年3月31日時点)
(8) 資産合計（連結）	8,074百万円(2023年3月31日時点)

## (4) 会計処理の概要

本株式移転は、「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

また、当社は2023年10月3日においてI N Tの資産負債を帳簿価額により引き継いでおります。

## (支配の喪失)

## (1) 支配喪失の概要

譲渡先企業の名称

株式会社H B D

## 支配喪失した事業の内容

子会社の名称	事業の内容
株式会社アイ・ステーション	法人・店舗向けソリューション支援事業

## 支配喪失の主な理由

当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、当社の孫会社である株式会社アイ・ステーション（以下「旧アイ・ステーション」という。）の全株式および旧アイ・ステーションが保有している株式会社Light Up ALL（以下「Light Up ALL」という。）の全株式を、当社のその他の関係会社にあたる株式会社光通信の孫会社である株式会社H B Dへ譲渡することについて決議し、2023年3月31日に譲渡いたしました。当社グループは、2022年10月3日を効力発生日として純粋持株会社体制へと移行し、事業ポートフォリオの整理を行ってきた結果、事業会社における効率的な事業経営と、事業基盤の強化・拡大を実現するため旧アイ・ステーションの全株式を譲渡することと致しました。譲渡した結果、旧アイ・ステーションおよびLight Up ALLは連結の範囲から除外しております。

なお、当社の孫会社である旧アイ・ステーションの事業を承継させることを目的に、当社の子会社であるI N T株式会社は2022年12月21日付で株式会社アイ・ステーション（以下「新アイ・ステーション」という。）を新設しており、2023年3月1日付で実施した吸収分割契約に基づき旧アイ・ステーションの主要な事業等は、新アイ・ステーションへ承継しております。

## 支配喪失日

2023年3月31日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項  
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

## 支配喪失に伴う損益

株式会社アイ・ステーション	その他の収益（関連会社株式売却益）77百万円
---------------	------------------------

## 支配の喪失を伴う資産及び負債

	株式会社 アイ・ステーション
受取対価	192百万円
流動資産	161百万円
非流動資産	0百万円
のれん	16百万円
資産合計	178百万円
流動負債	63百万円
負債合計	63百万円

## 7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金及び預金勘定	1,757
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	130
現金及び現金同等物	1,627

当連結会計年度の連結財政状態計算書上における「現金及び現金同等物」の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上における「現金及び現金同等物」の残高は一致しております。

## 8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
売掛金	1,597
未収入金	54
貸倒引当金	6
その他	13
合計	1,658

(注) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

また、回収または決済までの期間別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
12ヶ月以内	1,625
12ヶ月超	33
合計	1,658

## 9. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
商品及び製品	78
原材料及び貯蔵品	0
合計	79

費用として認識された棚卸資産の金額は、当連結会計年度において、337百万円であります。

期中に費用として認識した棚卸資産の評価減の金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
棚卸資産の評価減の金額	1

10. その他の流動資産

その他の流動資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(2023年3月31日)

未収消費税	1
前渡金	59
前払費用	70
その他	10
合計	142

11. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計
2022年4月1日	81	74	31	187
取得	3	27		31
売却または処分	7	1	31	40
2023年3月31日	77	100		178

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計
2022年4月1日	7	22	29	59
減価償却費	6	27	2	36
売却または処分	2	1	31	35
2023年3月31日	11	49		60

有形固定資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	その他	合計
2022年4月1日	74	51	2	128
2023年3月31日	66	51		118

(その他の開示事項)

権利が制限されている有形固定資産はありません。

減価償却費は、連結損益計算書上の「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に計上しております。

## 12. のれん及び無形資産

のれん及び無形資産の取得原価の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	ソフトウェア	その他(注1)	合計
2022年4月1日	1,666	201	125	1,992
取得		33		33
売却または処分		3	110	114
支配の喪失(注2)	16	4		20
その他			14	14
2023年3月31日	1,649	226		1,876

(注)1 「ソフトウェア仮勘定」は無形資産の「その他」に含まれております。

2 詳細は、注記「6. 企業結合等」をご参照ください。

のれん及び無形資産の償却累計額及び減損損失累計額の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

償却累計額及び 減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	その他	合計
2022年4月1日		107	110	218
償却費		28		28
減損損失		12		12
売却または処分		2	110	113
支配の喪失		4		4
2023年3月31日		143		143

(注) 「ソフトウェア仮勘定」は無形資産の「その他」に含まれております。

のれん及び無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	その他	合計
2022年4月1日	1,666	93	14	1,773
2023年3月31日	1,649	83		1,733

(注) 「ソフトウェア仮勘定」は無形資産の「その他」に含まれております。

(その他の開示事項)

権利が制限されている無形資産はありません。

無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」および「販売費及び一般管理費」に計上しております。

減損損失は、連結損益計算書上の「その他の費用」に計上しております。

当社グループは、以下の資金生成単位について、収益性の低下等により、減損損失を認識いたしました。

(単位：百万円)

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	報告セグメント	種類	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
通信インフラサービス事業	法人向け事業	ソフトウェア	12
減損損失合計			12

回収可能価額は使用価値により算定しております。

ソフトウェアの使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため、ゼロとして算定しております。

企業結合で取得したのれんは、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんの資金生成単位又は資金生成単位グループへの配分額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	報告セグメント	当連結会計年度 (2023年3月31日)
(株)アイ・ステーション	法人向け事業	1,093
R e n x a(株)	個人向け事業	556
合計		1,649

のれんの減損損失は、資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に認識しており、回収可能額は使用価値により算定しております。

使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者によって承認された今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コスト12.0%～13.1%により現在価値に割引いて算定しております。なお、事業計画の期間を超えるキャッシュ・フローの見積りにおける成長率は当連結会計年度においてゼロと仮定しております。また、減損テストにおける使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、事業計画に基づいて見積額を算出しておりますが、高い不確実性を伴う販売数量の見積りを主要な仮定として織り込んでおります。

株式会社アイ・ステーションに関連するのれんについては、当連結会計年度において回収可能価額は帳簿価額を400百万円上回っており、仮に割引率が1.8%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

R e n x a 株式会社に関連するのれんについては、当連結会計年度において回収可能価額は帳簿価額を330百万円上回っており、仮に割引率が4.9%上昇した場合、減損損失が発生する可能性があります。

### 13. リース

当社グループは、借手として主に建物等の資産を賃借しております。リース契約の一部については、延長オプションおよび解約オプションが付与されております。なお、リース契約によって課された制限等の重要な付帯条項はありません。

当連結会計年度末における使用権資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	原資産の種類	合計
	建物及び構築物	
当連結会計年度(2023年3月31日)	996	996

当連結会計年度における使用権資産の増加額、リースに関連する損益およびキャッシュ・アウト・フローは、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
使用権資産の減価償却費 建物及び構築物を原資産とするもの	133
使用権資産の減価償却費合計	133
リース負債に係る支払利息	26
短期リースに係る費用	33
少額資産のリースに係る費用	0
リースに係るキャッシュ・アウト・フロー	176
使用権資産の増加額	71

当連結会計年度末におけるリース負債の満期分析は、「注記28. 金融商品」に記載のとおりであります。

## 14. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (2023年3月31日)
流動	
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	130
投資有価証券	1,036
合計	1,166
非流動	
投資有価証券	7
敷金および保証金	466
その他	0
合計	474

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

当社グループは、主に政策投資目的で株式を保有しているため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の主な銘柄の公正価値は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
銘柄	当連結会計年度 (2023年3月31日)
(株)グランデータ	1,036
(株)ジェイヤド	5
(株)CHARGE SPOT MARKETING	1
その他	0
合計	1,043

当社グループは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動による累積利得又は損失は、直ちに利益剰余金に振り替えることとしております。なお、その他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えた累積利得(税引後)は、当連結会計年度において674百万円であります。

(3) 認識を中止したその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

重要な取引等がありませんので、記載を省略しております。

## 15. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (2023年3月31日)
買掛金	271
未払金	1,150
返金負債	96
その他	23
合計	1,541



また、支払または決済までの期間別内訳は以下のとおりであります。

		(単位：百万円)
		当連結会計年度 (2023年3月31日)
12ヶ月以内		1,541
12ヶ月超		
合計		1,541

#### 16. 有利子負債

##### (1) 有利子負債の内訳

有利子負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)	平均利率 (%) (注) 1	返済期限 (注) 2
<b>流動</b>			
短期借入金	339	1.67	
1年内返済予定の長期借入金	591	1.40	
合計	930		
<b>非流動</b>			
長期借入金 (1年内返済予定のものを除く。)	579	1.07	2025年11月～ 2030年9月
合計	579		

(注) 1 平均利率は、当連結会計年度末の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 返済期限は、当連結会計年度末の残高に対する返済期限を記載しております。

##### (2) 財務制限条項

借入金について、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす条項は付されておられません。

##### (3) 担保差入資産

負債の担保に供している担保差入資産は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (2023年3月31日)
その他の金融資産(流動)		100
合計		100

これらの担保差入資産に対応する負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金		217
長期借入金		360
合計		577

(注) 長期借入金については、借主である銀行と一般的な取引約定書を締結しており、この約定のものでは、銀行からの要求があれば、現在および将来の債務に対し、担保や保証の提供を行うことがあります。

銀行は支払期限の到来した債務と銀行預金とを相殺し、また、債務不履行の場合には、全ての債務と相殺する権利を有しております。

## 17. その他の流動負債

その他の流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
預り金	19
賞与引当金	89
契約負債	83
未払消費税	48
未払有給休暇	70
その他	14
合計	326

## 18. 株式に基づく報酬

当社グループは、株式に基づく報酬として株式報酬制度（以下「ストック・オプション制度」という。）を導入しております。株式に基づく報酬は、当社グループの株主総会又は取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員およびその他のサービス提供者に付与しており、持分決済型株式報酬として会計処理しております。

## (1) スtock・オプション制度

ストック・オプション制度の内容

	付与数（株）	付与日	権利行使期間
(1) 2021年度 第1回発行(注)	1,211,000	2020年9月16日	2023年7月1日～ 2027年6月30日～
(2) 2022年度 第3回発行	3,250,800	2021年7月16日	2022年1月1日～ 2026年12月31日～

(注) 権利付与時に当社グループの取締役および従業員であることの権利確定条件が付されております。また、一定の業績条件を付しており、業績条件は2021年3月期から2023年3月期までの期間を対象としております。

期中に付与されたストック・オプションの公正価値は、第1回が1.20円で第3回が1.62円であります。付与されたストック・オプションの公正価値は、以下の前提条件に基づき、ブラック・ショールズ・モデルおよびモンテカルロ・シミュレーションに基づいて測定されております。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	第1回発行	第3回発行
株価	1.20円	1.62円
行使価格	73円	81円
予想ボラティリティ（注）	65.84%	65.26%
予想残存期間	4.792年	5.500年
予想配当率	0%	0%
リスクフリーレート	0.102%	0.089%

(注) 予想ボラティリティは、予想残存期間に対応する期間の過去の株価実績を基にして算定しております。

ストック・オプション数の変動および加重平均行使価格

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	オプション数(株)	加重平均行使価格(円)
期首未行使残高	4,461,800	79
権利付与		
権利失効		
権利行使		
権利満期消滅		
期末未行使残高	4,461,800	79
期末行使可能残高	3,250,800	81

当連結会計年度末における未行使のストック・オプションの行使価格は73円および81円であり、加重平均残存契約年数は3.351年あります。

ストック・オプションの行使の状況  
該当事項ありません。

(2) 持分決済型株式報酬(ストック・オプション)に係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
一般管理費の株式報酬費用	19

19. 引当金

(1) 調整表及び内訳

引当金の期首および期末の帳簿価額の調整表および内訳は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	資産除去債務	合計
2022年4月1日	57	57
期中増加額	1	1
期中減少額(目的使用)	7	7
期中減少額(戻入れ)		
割引計算の期間利息費用	0	0
その他の増減		
2023年3月31日	51	51

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
非流動負債	51
合計	51

(2) 資産除去債務

当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる額を計上しております。これらの債務は主に1年以上経過した後に支払われる見込ですが、将来の事業計画により影響を受けます。

## 20. 資本及びその他の資本項目

## (1) 資本金

授権株式総数

授権株式総数は、以下のとおりであります。

	(単位：株)
	当連結会計年度 (2023年3月31日)
普通株式数	114,339,600
A種優先株式	22,710,000
合計	137,049,600

(注) A種優先株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。

発行済株式数

発行済株式数の増減は、以下のとおりであります。

	(単位：株)
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	90,927,325
期中減少	240
期末残高	90,927,085

(注) 当社の発行する株式は、無額面普通株式であります。

発行済株式は、普通株式およびA種優先株式であり、全額払込済となっております。

当連結会計年度における期中減少は、単独株式移転に伴う自己株式消却によるものです。

## (2) 資本剰余金

主な内訳は当連結会計年度に行われた共通支配下の組織再編取引によって生じた貸方差額であります。

## (3) 利益剰余金

利益剰余金は、当連結会計年度および過年度に純損益として認識されたもの並びにその他の包括利益累計額から振り替えられたものから構成されております。

## (4) 自己株式

該当事項ありません。

## (5) その他の資本の構成要素

その他の資本の構成要素の増減は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	合計
2022年4月1日		
その他の包括利益 (親会社の所有者に帰属)	674	674
利益剰余金への振替	674	674
2023年3月31日		

## 21. 売上収益

## (1) 収益の分解

分解した収益とセグメント売上収益との関連は以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		
		法人向け事業	個人向け事業	計
主要なサービスライン	通信インフラサービス	1,277	636	1,914
	ライフラインサービス	423	2,879	3,303
	オフィスソリューションサービス	608	-	608
	店舗ソリューションサービス	29	-	29
	ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス	934	914	1,848
	その他	221	11	233
合計		3,495	4,442	7,937
顧客との契約から認識した収益		3,481	4,442	7,923
その他の源泉から認識した収益		13	-	13

(注) その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」に基づくリース料収入が含まれています。

## 通信インフラサービス

通信インフラサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、モバイルデバイスや通信回線サービス等の販売を主要業務としております。このサービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じて契約を交わし、当該財又はサービスを提供した時点で、履行義務を充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS第15号」という。)で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

モバイルデバイスや通信回線サービス等の販売の端末代金は、販売時に全額支払う一括払いと、割賦払い期間にわたって、月次で請求され、概ね1～2か月以内に支払期限が到来する割賦払いがあります。当社グループでは、定量的および定性的な分析の結果、これらの取引価格には、支払時期による重大な金融要素は含まれていないと判断しており、当該金融要素について調整しておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

## ライフラインサービス

ライフラインサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャネルを通じて、ウォーターサーバーや新電力等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定され、顧客への返金が見込まれる金額は返金負債として認識しております。顧客への返金が見込まれる金額の測定については、過去の実績データに基づいて見積もっており、営業債務及びその他の債務に含めております。当社グループは、予想される返金率については、報告日毎に見直し、資産および負債の金額を更新しております。

### オフィスソリューションサービス

オフィスソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、OA機器や照明、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

### 店舗ソリューションサービス

店舗ソリューションサービスにおいては、テレマーケティングや訪問販売などのチャンネルを通じて、LED、蓄電池等の販売を主要業務としております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、その財又はサービスを提供した時点で、充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

### ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス

ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービスにおいては、顧客企業の営業・マーケティング活動に関連する業務の受託により、当社の人材による電話コンタクト、直接訪問、Webコンタクト等のチャンネルを通じて、顧客企業に代わってエンドユーザーに対し商品・サービスのセールス、訪問のためのアポイントの獲得等を行っております。当該サービスは、当社グループと顧客との契約に基づき、サービス内容や当事者間の権利と義務が定められ、サービス内容等の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、サービス契約者のニーズに応じてサービス契約を交わし、そのサービスを提供するにつれて、履行義務が充足されるものと判断し、収益を認識しております。当該金額は履行義務の充足時点から概ね1～2か月以内に支払を受けており、これらの契約についてはIFRS第15号で規定される便法を適用して金融要素にかかる調整は行っておりません。

売上収益は契約において約束された対価で測定されます。

## (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2022年4月1日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,356	1,597
契約負債	204	83

契約負債は、主に履行義務につき顧客から委託を受け、サービス利用者の維持管理を行う業務に関する前受金であり、通常当社がサービスを顧客に移転する前に、顧客から対価を受領した場合に増加し、当社が履行義務を充足することにより減少いたします。なお、契約負債は、その他の流動負債に含めております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものは、129百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
通信インフラサービス	47	20		68
その他	14			14

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

22. 売上原価及び販売費及び一般管理費

売上原価及び販売費及び一般管理費の性質別内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

商品売上原価	337
減価償却費及び償却費	198
販売手数料	3,553
従業員及び役員に対する給付費用	1,933
その他	1,785
合計	7,809

23. その他の収益及びその他の費用

その他の収益及びその他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

(その他の収益)	
関連会社株式売却益	77
雑収入	12
助成金収入	7
その他	1
合計	98

(その他の費用)

減損損失	12
固定資産除去損	6
その他	4
合計	23

## 24. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

(金融収益)	
受取利息	
償却原価で測定する金融資産	0
合計	0
(金融費用)	
支払利息	
償却原価で測定する金融負債	15
リース負債	26
その他	3
合計	45

## 25. 法人所得税

## (1) 税金費用

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

当期税金費用	
当連結会計年度	94
従前は未認識であった税務上の欠損金または過去の期間の一時差異から生じた便益の額	24
当期税金費用合計	70
繰延税金費用	
一時差異の発生及び解消	10
従前は未認識であった税務上の欠損金、将来減算一時差異の認識または認識済の税務上の欠損金、将来減算一時差異の認識の中止	352
繰延税金費用合計	363
合計	293

## (2) 法定実効税率と実際負担税率の調整表

法定実効税率と実際負担税率との調整は、以下のとおりであります。実際負担税率は税引前利益に対する法人所得税費用の負担割合を表示しております。

(単位：%)

当連結会計年度  
(自 2022年4月1日  
至 2023年3月31日)

法定実効税率	34.6
課税所得算定上加減算されない損益による影響	2.8
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	231.0
その他	6.5
実際負担税率	187.1

当社は、主に法人税、住民税および損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した当連結会計年度の法定実効税率は34.6%となっております。



## (3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の変動の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の変動の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	2022年 4月1日	純損益 の認識額	その他の 包括利益 の認識額	2023年 3月31日
繰延税金資産				
従業員給付	27	3		23
未払事業税		1		1
株式評価損		10		10
繰越欠損金	11	360		371
その他	20	6		14
合計	58	363		421
繰延税金負債				
投資有価証券			358	358
合計			358	358
純額	58	363	358	62

連結財政状態計算書上の繰延税金資産および繰延税金負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	421
繰延税金負債	358
純額	62

## (4) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異および繰越欠損金は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
将来減算一時差異	300
繰越欠損金	297
合計	598

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の失効予定は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年目	1
2年目	1
3年目	0
4年目	0
5年目以降	294
合計	297

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の発生時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (5) 繰延税金負債を認識していない子会社および関連会社に対する投資に関する将来加算一時差異

当連結会計年度末において繰延税金負債を認識していない子会社および関連会社に対する投資に関する将来加算一時差異の総額は241百万円であります。

## 26. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
(1) 基本的1株当たり当期利益	4円95銭
(算定上の基礎)	
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	450
親会社の普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
基本的1株当たり当期利益の算定に用いる金額(百万円)	450
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927
(2) 希薄化後1株当たり当期利益	4円95銭
(算定上の基礎)	
基本的1株当たり当期利益の算定に用いる金額(百万円)	450
子会社及び関連会社の潜在株式に係る利益調整額(百万円)	-
希薄化後1株当たり当期利益の算定に用いる金額(百万円)	450
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	90,927
新株予約権による普通株式増加数(千株)	-
逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり当期利益の算定に含めなかった金融商品の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数44,618個)

## 27. 金融商品

### (1) 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としており、当社が資本管理において用いる主な指標には以下のものがあります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

- ・自己資本額
- ・自己資本比率

自己資本額および自己資本比率の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度末 (2023年3月31日)
自己資本額 (百万円)	3,579
自己資本比率 (%)	44.3

(注) 自己資本額は「親会社の所有者に帰属する持分」であります。自己資本比率は「親会社の所有者に帰属する持分」を「負債及び資本合計」で除して計算しております。

### (2) 財務リスク管理

当社グループは、多岐にわたる事業を展開しており、事業を営む上で信用リスク、流動性リスク、市場リスク(価格リスクおよび金利リスク)などの様々な財務リスクにさらされております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

#### 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権およびその他の金融資産(預金、株式など)において、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価およびその他の信用補完は

考慮しておりません。

当社グループでは、営業債権およびその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しており、リスクの特徴が類似した資産ごとにグルーピングした上で、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対する回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乗じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産および信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。なお、当社グループが保有しているその他の金融資産について、重要な信用リスクに晒されておりません。

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	営業債権		その他の金融資産		合計
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産	
2022年4月1日残高	7			8	15
繰入	6			12	19
使用	7			2	9
戻入	0			2	2
2023年3月31日残	6			16	22

当連結会計年度において、貸倒引当金に重要な影響を与える金融商品の帳簿価額の著しい変動はありません。

貸倒引当金の計上対象となる金融資産の帳簿価額の総額は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

帳簿価額	営業債権		その他の金融資産	
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産
2022年4月1日残高	1,361	508		8
2023年3月31日残高	1,597	524		16

上記金融資産に係る信用リスク・エクスポージャーは、以下のとおりであります。  
当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

期日経過日数	営業債権	その他の金融資産		
	単純化したアプローチを適用した金融資産	12ヶ月の予想信用損失と等しい金額で計上される金融資産	信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損金融資産
延滞なし	1,597	524		
30日以内				
30日超90日以内				
90日超				16
2023年3月31日残高	1,597	524		16

当社グループは連結損益計算書において信用リスクに係る減損損失を「販売費及び一般管理費」および「金融費用」に計上しております。

#### 流動性リスク

当社グループは、借入金および社債により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクにさらされております。

当社グループは、流動性リスクの未然防止又は低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達のほか、社債の発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。また、余剰資金に関しては、流動性の高い金融資産で運用しております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ・金融負債の期日別残高

金融負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
		キャッシュ・フロー						
有利子負債								
短期借入金	339	340	340					
長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,170	1,187	598	244	180	36	36	89
リース負債	1,007	1,152	125	116	115	113	112	569
営業債務及びその他の債務	1,541	1,541	1,541					
合計	4,058	4,221	2,606	360	295	150	148	659

#### 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値、将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。市場リスクには、価格リスクおよび金利リスクが含まれております。

##### a. 価格リスク

当社グループは、主に業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されています。株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先および取引金融機関との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

これら株式はすべてその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しており、株価変動に対する純損益への影響はありません。

##### b. 金利リスク

当社グループは、有利子負債による資金調達をおこなっております。有利子負債のうち一部は変動金利であ

り、金利変動リスクにさらされております。当該リスクの管理に関して、金融機関毎の借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

当連結会計年度において、保有する変動金利の借入金の金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響は以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度
	(2023年3月31日)
税引前利益に与える影響	5

### (3)金融商品の分類

金融商品の分類別内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	(単位：百万円)		
	償却原価で測定する 金融資産	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	合計
流動資産			
現金及び現金同等物	1,627		1,627
営業債権及びその他の債権	1,658		1,658
その他の金融資産	130	1,036	1,166
非流動資産			
その他の金融資産	467	7	474
合計	3,883	1,043	4,927

	償却原価で測定する 金融負債	合計
流動負債		
有利子負債	930	930
営業債務及びその他の債務	1,541	1,541
非流動負債		
有利子負債	579	579
合計	3,051	3,051

### 28. 金融商品の公正価値

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融商品

公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	-	-	1,043	1,043
合計	-	-	1,043	1,043

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

当連結会計年度において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産および負債について、公正価値の測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響に重要なものではありません。

公正価値の測定方法

・株式

非上場株式については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

レベル3に分類される資産に関する定量的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されています。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを最も適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しています。その結果は適切な権限者がレビューおよび承認しています。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

レベル3の調整表

レベル3に分類した金融資産の当期首から当期末までの変動は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
期首残高		10
償還		
取得		
包括利益		
その他の包括利益		1,033
期末残高		1,043
各会計期間末に保有する金融商品に関して 純損益に認識している利得又は損失		

## (2) 償却原価で測定する金融商品

## 公正価値

償却原価で測定する金融資産および金融負債の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

当連結会計年度末  
(2023年3月31日)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の金融資産		
敷金及び保証金	466	459
金融負債		
有利子負債		
長期借入金（1年内返済予定含む）	1,170	1,118

(注) 短期の金融資産および金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含めておりません。

## 公正価値の測定方法

## ・敷金および保証金

敷金および保証金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しております。

## ・借入金

借入金については、元利金の合計を、当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 29. 関連当事者

## (1) 関連当事者間取引

当社グループと関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	未決済残高 (百万円)
主要株主	(株)光通信	関係会社株式の購入(注1)	112		
主要株主 の孫会社	(株)H B D	関係会社株式の売却(注1)	192		
主要株主 の孫会社	(株)メンバーズモバイル	携帯電話取次(注2)(注3)	1,986	営業債権及びその他の債権	236
				営業債務及びその他の債務	161
		保証金の差入	13	その他の流動負債	68
				その他の金融資産	88
主要株主 の孫会社	プレミアムウォーター(株)	ウォーターサーバー取次 (注2)	1,233	営業債権及びその他の債権	182
				営業債務及びその他の債務	103
主要株主 の孫会社	(株)ハルエネ	電力取次(注2)	496	営業債権及びその他の債権	94
		保証金の差入	101	その他の金融資産	101
主要株主 の孫会社	(株)アイ・イーグループ	O A機器取次(注2)(注3)	253	営業債権及びその他の債権	71
				営業債務及びその他の債務	76
		保証金の差入	109	その他の金融資産	119

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 関係会社株式の購入および売却価額については、第三者算定機関による算定結果をもとに両者協議の上決定しております。  
2 価格等の取引条件は、先方からの提示を受けた上で市場実勢を参考に双方協議の上決定しております。  
3 当連結会計年度における(株)メンバーズモバイルおよび(株)アイ・イーグループに対する取引金額には、当社が代理人として行った取引を含んでおります。当該取引金額については、純額で表示しております。

## (2) 主要な経営幹部に対する報酬

主要な経営幹部に対する報酬は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
短期報酬	52
株式に基づく報酬	19
合計	71

(注) 主要な経営幹部に対する報酬は、当社の取締役(社外取締役を含む)に対する報酬であります。

## 30. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

## (1) 子会社の支配喪失による収支

子会社でなくなった会社に関する支配喪失時の資産および負債の主な内訳ならびに受取対価と子会社の支配喪失による収支の関係は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
流動資産	161
非流動資産	0
のれん	16
流動負債	63
受取対価	192
支配喪失時の資産の内、現金及び現金同等物	34
差引：子会社の支配獲得による収入又は支出(は支出)	157

## (2) 重要な非資金取引

重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資および財務取引)は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)
	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
リースにより取得した使用権資産	71

## (3) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は、以下のとおりであります。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	2022年 4月1日	キャッシュ・フ ローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		2023年 3月31日
			新規リース	その他	
短期借入金	200	139			339
長期借入金	906	264			1,170
社債	200	200			
リース負債	1,177	117	71	124	1,007
合計	2,483	85	71	124	2,516

(注) 長期借入金には、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## 31. 主要な子会社



## (1)企業集団の構成

当社の主要な子会社の状況は、以下のとおりであります。

会社名	報告セグメント	所在地	議決権所有割合（単位：％）
			当連結会計年度 (2023年3月31日)
I N T(株)	全社	東京都豊島区	100.0
(株)アイ・ステーション	法人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)
R e n x a(株)	個人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)
L i n k l e t(株)	法人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)
(株)ジョインアップ	法人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)
(株)G l o r i a	法人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)
(株)どうぶつでんき	法人向け事業	東京都豊島区	100.0(100.0)

- (注) 1. 議決権所有割合欄の( )内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。  
2. 全社機能については「全社」と記載しております。  
3. 会社名は、2023年3月末日現在の情報を記載しております。

## (2)重要な非支配株主がある子会社はありません。

## 32. 重要な後発事象

## (投資有価証券の売却)

当社は、2023年5月8日付の取締役会において、当社の連結子会社であるI N T株式会社(以下「I N T」という。)が保有する投資有価証券のうち1銘柄の保有する全ての株式を売却することを決議し、2023年5月12日に売却いたしました。

## (1) 投資有価証券の売却を行う理由

当社のその他の関係会社にあたる株式会社光通信の孫会社である株式会社第二通信の要請を受け、当社として検討した結果、保有株式の見直しによる資産効率の向上を図るため。

## (2) 投資有価証券売却の内容

売却株式	I N Tが保有する投資有価証券のうち1銘柄の普通株式
売却金額	1,036百万円。
売却益	1,036百万円。ただし本株式における公正価値の変動は、その他の包括利益
で	認識しているため、純損益で認識されません。

## 33. 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2023年6月29日に当社代表取締役社長 執行 健太郎および取締役管理本部長 濱田 拓也によって承認されております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	5,504	7,937
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	12	156
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	7	450
基本的1株当たり四半期 (当期)利益 (円)	0.08	4.95

(会計期間)	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	0.41	4.87

(注) 当社は2022年10月3日に設立されたため、第1四半期および第2四半期に係る四半期報告書を提出しておらず、同四半期連結累計期間および同四半期連結会計期間に係る記載はしていません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度  
(2023年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2 362
営業未収入金	1 138
前払費用	18
関係会社短期貸付金	200
その他	0
流動資産合計	720
固定資産	
有形固定資産	
建物	5
工具、器具及び備品	21
有形固定資産合計	27
無形固定資産	
ソフトウェア	64
無形固定資産合計	64
投資その他の資産	
関係会社株式	2,261
関係会社長期貸付金	180
繰延税金資産	3
投資その他の資産合計	2,445
固定資産合計	2,537
資産合計	3,257

(単位：百万円)

当事業年度  
(2023年3月31日)

負債の部	
流動負債	
短期借入金	250
1年以内返済長期借入金	2 233
未払金	1 69
未払法人税等	16
未払費用	1
預り金	4
賞与引当金	12
流動負債合計	587
固定負債	
長期借入金	2 390
固定負債合計	390
負債合計	978
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	
その他資本剰余金	2,116
資本剰余金合計	2,116
利益剰余金	
その他利益剰余金	7
繰越利益剰余金	7
利益剰余金合計	7
株主資本合計	2,223
新株予約権	54
純資産合計	2,278
負債純資産合計	3,257

【損益計算書】

(単位：百万円)

当事業年度  
 (自 2022年10月3日  
 至 2023年3月31日)

営業収益	1	142
営業費用	1, 2	120
営業利益		22
営業外収益		
受取利息	1	0
その他		0
営業外収益合計		1
営業外費用		
支払利息	1	2
支払手数料		0
その他		0
営業外費用合計		3
経常利益		20
税引前当期純利益		20
法人税、住民税及び事業税		16
法人税等調整額		3
法人税等合計		12
当期純利益		7

【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 2022年10月3日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		その他資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	100	2,116		2,216	45	2,261
当期変動額						
当期純利益			7	7		7
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)					9	9
当期変動額合計			7	7	9	16
当期末残高	100	2,116	7	2,223	54	2,278

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式 移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

## 4. 収益および費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. 関係会社株式(株式会社アイ・ステーションに対する投資持分)の評価損計上の要否

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりです。

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,261百万円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資についての評価損の認識が必要になります。また、被取得企業の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り、評価損を計上する必要があります。

当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式2,261百万円は、当社の連結子会社であるINT株式会社(以下「INT」という。)の株式であります。INTが保有している株式会社アイ・ステーションに対する投資1,000百万円は、超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額と比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得しております。したがって、対象となる関係会社の将来の事業計画に基づき、超過収益力の金額が減少し、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り評価損を計上することになります。当事業年度においては、評価損の計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額の見積りは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

当該見積り前提については、事業計画による実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の財務諸表において評価損が発生する可能性があります。

## 2. 関係会社株式(R e n x a株式会社に対する投資持分)の評価損計上の要否

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	2,261百万円

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資についての評価損の認識が必要になります。また、被取得企業の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合には、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り、評価損を計上する必要があります。

当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式2,261百万円は、当社の連結子会社であるI N T株式会社(以下「I N T」という。)の株式であります。I N Tが保有しているR e n x a株式会社に対する投資701百万円は、超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額と比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得しております。したがって、対象となる関係会社の将来の事業計画に基づき、超過収益力の金額が減少し、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合、実質価額が取得価額の50%を下回っている限り評価損を計上することになります。当事業年度においては、評価損の計上は不要と判断しておりますが、超過収益力を含めた実質価額の見積りは、経営者が作成した会社ごとの事業計画を基礎として見積もられ、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

当該見積り前提については、事業計画による実質価額が想定より減少した場合、翌事業年度の財務諸表において評価損が発生する可能性があります。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	当事業年度 (2023年3月31日)
短期金銭債権	135 百万円
短期金銭債務	7 百万円

## 2 担保に供している資産および担保付債務は以下のとおりであります。

## 担保に供している資産

	当事業年度 (2023年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	100 百万円
合計	100 百万円

## 担保付債務

	当事業年度 (2023年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	217 百万円
長期借入金	360 百万円
合計	577 百万円

なお、預金は取引の担保として供しております。



(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

	当事業年度 (自 2022年10月3日 至 2023年3月31日)
営業取引	
営業収益	142 百万円
その他の営業取引高	1 百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	0 百万円
支払利息	0 百万円

2 営業費用のうち、主要な費目および金額は以下のとおりであります。なお、販売費及び一般管理費のうち、一般管

理費に属する費用の割合は、当事業年度100%であります。

	当事業年度 (自 2022年10月3日 至 2023年3月31日)
給与及び手当	18 百万円
減価償却費	5 百万円
賞与引当金繰入額	12 百万円
役員報酬	9 百万円
株式報酬費用	9 百万円
支払手数料	19 百万円
支払報酬	31 百万円

(有価証券関係)

当事業年度(2023年3月31日)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式 2,261百万円)は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	1 百万円
賞与引当金	4 百万円
その他	3 百万円
繰延税金資産小計	8 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	5 百万円
評価性引当額小計	5 百万円
繰延税金資産合計	3 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった  
主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年3月31日)	
法定実効税率	34.6	%
(調整)		
住民税均等割等	2.0	%
評価性引当額	25.6	%
その他	2.0	%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.1	%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首 帳簿価額 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	期末 帳簿価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末 取得原価 (百万円)
有形 固定 資産	建物		6		0	5	0	6
	工具、器具及び備品		23		2	21	2	23
	計		29		2	27	2	29
無形 固定 資産	ソフトウェア		67		3	64		
	計		67		3	64		

(注) 1 工具、器具及び備品の当期増加額23百万円は、連結子会社のI N T株式会社からP C等を取得したことによるものです。

2 ソフトウェアの当期増加額67百万円は、連結子会社のI N T株式会社から会計システムやネットワークツールを取得したことによるものです。

## 【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金			12	12

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	中間配当 9月30日 期末配当 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(注)
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： <a href="https://inest-inc.co.jp/">https://inest-inc.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(2004年6月9日法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である、三井住友信託銀行が直接取り扱っております。
- 2 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 四半期報告書及び確認書

(第1期第3四半期)(自 2022年10月3日 至 2022年12月31日)2023年2月13日関東財務局長に提出

#### (2) 臨時報告書

2023年1月23日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年3月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年4月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年5月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年5月19日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年5月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月29日

I N E S T株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永井 公人

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、I N E S T株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>I N E S T株式会社の2023年3月31日に終了する連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん1,649百万円が計上されている。連結財務諸表注記「12.のれん及び無形資産」に記載されているとおり、このうち1,093百万円は、I N E S T株式会社が株式会社アイ・ステーションの支配を獲得した際に生じたものであり、連結総資産の13.5%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「3.重要な会計方針(10)非金融資産の減損」に記載のとおり、のれんを含む資金生成単位グループは、減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストが実施される。減損テストに当たっては、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定される。</p> <p>当連結会計年度において、I N E S T株式会社は、資金生成単位グループである株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損テストにおける回収可能価額として使用価値を用いている。減損テストにおける使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、主要な仮定である販売数量の見積りには高い不確実性を伴うため、この経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、I N E S T株式会社の株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)見積りの不確実性の評価 事業計画に用いられている仮定の選択が適切に行われているかどうかを評価するため、取得時の事業計画の達成状況及びその計画と実績との差異の原因についての検討結果等に基づく一定の不確実性を織り込み、将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響を算出した。</p> <p>(2)内部統制の評価 のれんの減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に、外部環境や状況の変化を適時・適切に将来キャッシュ・フローに反映するための統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <p>(3)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる株式会社アイ・ステーションの事業計画に含まれる主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主要な商材別の販売数量を増加させるための販売戦略の内容を把握し、過去の販売実績や外部機関が公表している需要予測データと比較した。</p>



R e n x a株式会社の取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>I N E S T株式会社の2023年3月31日に終了する連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん1,649百万円が計上されている。連結財務諸表注記「12.のれん及び無形資産」に記載されているとおり、このうち556百万円は、I N E S T株式会社がR e n x a株式会社の支配を獲得した際に生じたものであり、連結総資産の6.9%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「3.重要な会計方針(10)非金融資産の減損」に記載のとおり、のれんを含む資金生成単位グループは、減損の兆候がある場合および減損の兆候の有無に関わらず各年度の一定時期に、減損テストが実施される。減損テストに当たっては、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額が回収可能価額まで減額され、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。なお、回収可能価額は使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方として算定される。</p> <p>当連結会計年度において、I N E S T株式会社は、資金生成単位グループであるR e n x a株式会社の取得に伴うのれんの減損テストにおける回収可能価額として使用価値を用いている。減損テストにおける使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、販売数量の見積りには高い不確実性を伴うため、この経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、R e n x a株式会社の取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、I N E S T株式会社のR e n x a株式会社の取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1)見積りの不確実性の評価 事業計画に用いられている仮定の選択が適切に行われているかどうかを評価するため、取得時の事業計画の達成状況及びその計画と実績との差異の原因についての検討結果等に基づく一定の不確実性を織り込み、将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響を算出した。</p> <p>(2)内部統制の評価 のれんの減損損失の認識の要否の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に、外部環境や状況の変化を適時・適切に将来キャッシュ・フローに反映するための統制に焦点を当てて評価を実施した。</p> <p>(3)将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるR e n x a株式会社の事業計画に含まれる主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について経営者に対して質問するとともに、主要な商材別の販売数量を増加させるための販売戦略の内容を把握し、過去の販売実績や外部機関が公表している需要予測データと比較した。</p>

関連当事者を譲受人とした子会社株式の売却取引の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「6. 企業結合等（支配の喪失）」に記載されているとおり、会社は2023年3月31日付で、孫会社である株式会社アイ・ステーションの全株式を、その他の関係会社である株式会社光通信の孫会社の株式会社HBDに売却している。当該株式の売却価額は192百万円であり、連結損益計算書上、支配の喪失に伴う利益77百万円がその他の収益に計上されている。この金額は税引前利益の49.2%を占めている。</p> <p>関連当事者とは対等な立場で取引が行われないうリスクが高く、事業上の合理性がない取引が行われる可能性がある。</p> <p>また、関連当事者以外の第三者との取引と異なる金額で取引が行われる可能性がある。</p> <p>会社が株式会社HBDに売却した株式は、独立した第三者が算定した株式価値を踏まえて株式会社HBDと交渉し合意した金額で売却しているが、この株式価値の算定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りは、会社の経営者が作成した売却する子会社の事業計画を基礎としている。この事業計画における将来の販売予測数量等の達成には高い不確実性を伴い、経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。また、株式価値の算定に用いられる割引率の設定には企業価値評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上より、当監査法人は、関連当事者を譲受人とした子会社株式の売却取引の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関連当事者を譲受人とした子会社株式の売却取引の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価            関連当事者取引の実行に際して、事業上の合理性や取引価額の妥当性を確認する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 取引の事業上の合理性の検討            子会社株式を株式会社HBDに売却する事業上の合理性を検討するために、会社の経営者及び譲受人となる株式会社HBDの関連部署の責任者に対して、取引の目的や売却先を譲受人に決定した経緯等を質問した。</p> <p>契約書等を閲覧することで取引条件を把握し、上記質問結果との整合性を確認した。</p> <p>(3) 取引価額の妥当性の検討            取引価額の基礎となる子会社の将来の事業計画を検証した。検討にあたっては、直近の業績と経営者によって見積られた予算との整合性を確認し、事業計画における将来の販売予測数量等の見積りの精度や信頼性を評価した。</p> <p>当監査法人ネットワーク・ファームの評価専門家を関与させ、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式価値算定書の閲覧を行い、経営者が利用した第三者算定機関の専門家の適正性、能力及び客観性を評価した。</li> <li>・割引率について、その算定方法及び基礎となるデータに関する検討を行った。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、I N E S T株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、I N E S T株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年 6月29日

I N E S T株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永井 公人

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているI N E S T株式会社の2022年10月3日から2023年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I N E S T株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>I N E S T株式会社の2023年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、関係会社株式2,261百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）1.関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否」に記載されているとおり、I N E S T株式会社の連結子会社であるI N T株式会社が株式会社アイ・ステーションに対する投資1,000百万円を計上している。</p> <p>非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。また、会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が大幅に低下した場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、評価損計上が必要となる。</p> <p>I N T株式会社は、株式会社アイ・ステーションの株式について超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断している。</p> <p>超過収益力を含めた実質価額の見積りは、投資先子会社の事業計画を基礎として行われるが、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、関係会社株式（株式会社アイ・ステーションに対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「株式会社アイ・ステーションの取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

関係会社株式（Renxa株式会社に対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>I N E S T株式会社の2023年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、関係会社株式2,261百万円が計上されている。注記事項「（重要な会計上の見積り）2.関係会社株式（Renxa株式会社に対する投資持分）の評価損計上の要否」に記載されているとおり、I N E S T株式会社の連結子会社であるI N T株式会社がRenxa株式会社に対する投資701百万円を計上している。</p> <p>非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損の認識が必要となる。また、会社の超過収益力を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で取得し、その後、超過収益力が減少したために実質価額が大幅に低下した場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、評価損計上が必要となる。</p> <p>I N T株式会社は、Renxa株式会社の株式について超過収益力を反映した価額で取得しており、当事業年度末においても、超過収益力を含めた実質価額は取得価額を上回っていることから評価損計上は不要と判断している。</p> <p>超過収益力を含めた実質価額の見積りは、投資先子会社の事業計画を基礎として行われるが、事業計画における販売数量の見積りには高い不確実性を伴い、この経営者による判断が超過収益力を含めた実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上より、当監査法人は、関係会社株式（Renxa株式会社に対する投資持分）の評価損計上の要否に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「Renxa株式会社の取得に伴うのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。